

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年11月5日（水曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	議事係	高 橋 晃 範
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時30分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議、第22回を開催いたします。

本日、素案のたたき台についての議論を行わせていただきます。

事務局の方からは過日、第21回の結果についての報告要旨がメールで送られています。併せまして、これまでの協議の結果を条例にまとめたものが送られていると思いますので、また参考にしていただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

今日は、前回、持ち帰りになっておりますナンバー37の全員協議会についてであります。かなり意見が分かれているわけですが、ルール化をしておいた方がいいのではないかとというのが全体の意見でありました。自民党と民主党には持ち帰っていただいておりますので、持ち帰った結果

について、ご報告をいただければと思います。

○中山議員 自民党小金井で持ち帰りました。それで、前回の議会基本条例策定代表者会議の議事録の方にも載ってはいるんですけども、どこで歩み寄れるのか、また、歩み寄れる議員数ということでは、その根拠を説明できるようにしていただきたいというのが前回までの議論だったと思うんですが、これを持ち帰りました。

自民党会派では、一応会派代表者会議の開催要件としましては、基本的には、原則、やはり議長の判断というところでまとまったんです。ここから先の議論というか、非常に難しかったんですが、ただ、一部の会派の中には、歩み寄ってもいいという会派もいるということですので、ここで自民党だけが議長判断ということを持しますと、まとまらなくなってきますので、一応譲歩する案に関しましては、今

日の議論の中で、できるだけ歩み寄っていけるような議論ができればということで、原則、議長判断というところで落ち着いたということになります。

○森戸座長 では、民主党、鈴木議員、いかがでしょうか。

○鈴木議員 私たちもこれ、ちょっと持ち帰って、会派で協議したんです。現状の議長判断のままでよろしいのではないかとということで、結果的に言うと、そういうことであります。

○森戸座長 自民党は、原則、そうだと。しかし、歩み寄るという会派があるので、歩み寄ることは可能であるということですか。

○中山議員 そうですね。前回の議事録の方にも載っていますけれども、4分の1、6分の1、12分の1と意見が分かれています中で、そこについては歩み寄ってもいいという会派もいらっしゃいますので、自民党としても、もしまとまるのであれば、議員数を定めるところの方向で、今日の議論の中身にもよってくるんですけども、不一致にするよりは、まとまるようであれば、できる限り歩み寄っていきたいとは考えています。

ただ、その歩み寄りの中で、もし議員数を定めるところのことになれば、ある一定、我々の意見はあるんですけども、皆さんがどうしていくか、全体の流れを見ながら歩み寄り案を示していきたいと思っています。

○森戸座長 ありがとうございます。

民主党は、もう歩み寄れないということですか。そうすると、不一致ということになりますね。

○斎藤議員 ちょっと教えていただきたいんですけど、これが不一致になるということは、第11条自体が全部なくなるということでもよろしいですかね。

○森戸座長 そうですね。

○飯田議会事務局次長 第1項のみを残して、第2項、第3項を削除ということでも可能かと思

います。

○斎藤議員 招集する根拠が決まっていないのに、第11条そのものも、第1項も残す必要はないと思います。もし一致しないんだったら、この第11条全体を削除する必要があると私は思っています。

○五十嵐議員 ①は今の現状ですよ。不一致の場合は、現状に戻るとというのが原則だったような気がしますので、第11条の第1項は残しておくことは可能なのではないかと思います。

○斎藤議員 私は、申合せ事項のままでいいと思います。中途半端な条文だったら作らない方がいいと思いますので。

○森戸座長 これは全員協議会の規定をしたということではありますけれども、一方で、現状でも、議員が全員協議会を開いてほしいとかいうことがあるわけで、そのことをどうするかという議論が、規定を含めてあったかなと思うので。

○五十嵐議員 全員協議会に関しては、協議会ではあっても、公開して、議事録なんかも取ってやっているものですので、たとえ現状どおりの運用で開かれるとしても、私は載せておいた方がいいだろうと思っています。

○森戸座長 そういうご意見ですが、いかがでしょうか。

○板倉議員 五十嵐議員の意見は分かるんですけど、現状、条例に載せるということは、現状から発展させる場合に、条例改定が必要になるんですよ。斎藤議員の申合せ事項ということであれば、議会内の認識の発展によって、申合せ事項が変更できることはできるけれども、条例に現状のまま書くと、発展した場合に、条例改定が求められる。全員一致であればいいんだけど、ちょっとそういうところの整合性をどうするかというのがあって、どちらがいいかというのはもうちょっと議論した方がいいかなという感じがしますね。そういう、ちょっと問題提起ですけれども。

○森戸座長 できる限り全員協議会とか会議を条

例化するという事は重要なことだと思うので、ではあるんですけども、どう市長と対等というか平等的な議会運営にしていくのかということからすると、一定、議会サイドからの全員協議会などの要求について、きちんと明記をしておいた方がいいだろうということだと思うんですね。

したがって、そこが一致しないということであれば、原則に帰っていくことになるということなので、第1項を残すかどうか。これだと、一つの、市長が開くものについての明記だけになるので、多分斎藤議員は、意味がなくなるので、外すんだったら全部外したらどうかということなんだろうと思うんですけど。という解釈を私はしているんですが。

だから、例えば民主党が原則、議長の判断だということが、歩み寄れる状況が生まれるようであれば、何かもうちょっと時間を残してではない、余裕を持って検討していただいて、全体がまとまる方向であれば、歩み寄っていただくことは難しいのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○鈴木議員 検討の余地がないということで、それについてどうかということで、改めて意見を求められておりますので申し上げるわけですが、私たちの会派は、現状、議長判断で全員協議会を開催するという事については、とりたてて不具合というか、これは、あえて変える必要はないのではないかという意見は変わらずに持っています。ですので、条例の扱い等についての協議ということなら分かるんですが、これについて、開催要件を具体的に設けるということについては賛成できないというところは、申し訳ありません、変わっておりません。

○五十嵐議員 そういうご意見をお持ちの方があったとしても、第2項を生かすことは別に可能かなという気もするんですが、特に開催要件を明記、ほかに作っておかなくても、議長判断でできるということに今はなっているわけですから、そうい

う意味では、議長が主体となって、要するに、市長からというのではなくて、議会の方が主体となって、速やかに対応するというような文言を載せておくことは可能かなという気もするんですが、どうなんですかね。

○斎藤議員 その場合は、4分の1とか12分の1とかを外して、1人の議員からあっても対応しなければいけないということで、この中では一番開きやすい、開催しやすい、要件のハードルが低い条文になると思いますので、それでしたら賛成ですけれども、それも含めて逐条解説に明記していただくのであれば、それは一つ。

それと、今、民主党がおっしゃることを言い続けるのであれば、私は条文自体を削除することが、民主党の意思が一番伝わることなので、おかしな、変な形で、これで行くと、中途半端な形で行くのであれば、ない方がいいと思います。

もしくは、今、五十嵐議員がおっしゃることで言えば、1人の議員が要求しても、議長はそれに対応するものとするという責務がかかるとすれば、それはそれで私は賛成いたします。

○中山議員 今、斎藤議員のご意見をお伺いしました。それで、もともとこの議会基本条例の条文というのは、現状に則した形で取りまとめていこうというのが基本で、メンバー全員で、会派全部で合意できれば、その新しい部分も盛り込んでいこうというようなお話でしたと思いますので、皆さんが合意できれば、私は、条文の中に、現状の部分で明記していくような形でいいのではないかと思います。

○宮下議員 ちょっと原則論になってしまうんですけども、今、議会基本条例を作ろうといった中で、今、中山議員が言ったのと同じなんですけれども、やはり現状をいかに条文に盛り込んでいくかという話があって、議論の流れの中で、この第11条が丸ごとなくなってしまうということにはちょっとならないのかなと私は思っています。条

文の内容をどうするかというのはまたちょっと別ですけれども、全員協議会についての条文が残っていないと、一定の合意の上で、現状、行われている全員協議会があるわけですから、この存在は一体何なんだという話になってしまうと思いますので、文言はともかく、全員協議会の条項は、やはり何らかの形でないと、ちょっと議会基本条例としてはおかしいことになるかなと私は思っています。

○齋藤議員 一致しないんだから、それはしょうがないではないですか。一致しないという形でいるものを載せるわけにいかないの、条文にできないので、ご意見としてはお聞きしますけれども、しょうがないことではないかなと思いますね。

ここで言えば、本来、私なんか、全員協議会の開催要件自体も、一定のルールのもとに、議長の判断ではなくて、議員の一定の人数等で議長が対応しなければならないというような条文にしたかったところを、随分そのハードルを下げて、開催要件に関しては、2ページの上の右の表の中で、これは合意しましょうということで、随分こちらも譲っているところなんですよ。

であれば、左側の、開催する、協議するための会派代表者会議の開催要件、それぐらいはびしっと根拠数字を挙げて行う必要が当然あると思いますので、民主党とはどうも一致しないようなので、この辺が一致しないということであれば、条文自体を載せる必要、意味は全くないと私は判断しております。

○中山議員 今、齋藤議員の意見をお伺いして、齋藤議員の熱い思いというか気持ちが伝わってくるんですが、もともと、やはり現状を明記していこうというところは基本となっていたと思いますので、例えば意見が一致しないから、現状に則した条文も載せないというのはちょっと乱暴なやり方なのかなと感じております。ですので、新たな取組に関しまして、全ての会派で意見が一致でき

ないということであれば、やはり原点に戻って、現状を明記するべきなのかなと。

それで、この全員協議会に関しましては、先ほど宮下副座長もおっしゃったように、やはり今、現状、取り組んでいる状況があるわけですから、それを明文化しておくことは必要なかなと思っています。

○小林議員 先ほどもどなたかからあったと思いますけれども、第2項の速やかに対応するというところに、現状のところが含まれるのかなと。要は、会派代表者会議を開く開かないの判断も含めて、速やかに対応するというので、板倉議員も懸念されていたような今後の発展的なところというのは、第3項の別に定めるところということで今後、決まっていけば、そこを共通認識としてやっていくと。しかるべきタイミングで、条文化するんであればするというので、この条文でも実用にたえ得るというようにも考えます。

○森戸座長 ありがとうございます。

○水上議員 全員協議会なんですけれども、どうい議論をしてきたかということもちょっと思い出していたんですけれども、確かに中山議員が言うように、今の現状を条文に書き込むということもあったと思うんですけれども、全員協議会の議論は、要するに、全員協議会そのものの位置付けが、どんなふうで開催するのかも含めて、非常に曖昧だと。そこで、ちょっと何とかルール化していくということが一致点だったのではないかなと私は思っているんですよ。そういうことで条文について、要するに、市長が、報告するために開いてくれというのではなくて、議会が、議長がやはり招集するものであるということも含めて明記していこうという議論だったのではないかなと思うんですよ。

結局、不一致で議長判断ということになると、今までと同じということになりますよね。そういうふうになったとすると、やはり条文についても、

例えば第2項の、議長は速やかに対応するものとするとかということになってくると、それは、どういう場合に対応するのかということが当然問われてくると思います。例えば、議員から要求があったら対応してくれるのかとか、そういうことになってくるので、中途半端なことは、そうなってくると載せられないのではないかなと僕は思うんですよね。

だから、ここに条文として載せるとすれば、全員協議会はどういうものかというのを載せるぐらいにしかならないと思うので、そうなってくると、僕は、削除も含めて載せない。今までのハンドブックや、ハンドブックでは本当に一言しか書いていないわけですよ。「開催の判断及び部局への出席については議長に一任することとする」と。記録についてちょっと書いてあるというぐらいのところまでなわけだから、それ以上の発展がないとすれば、僕は、載せないということも含めて判断せざるを得ないのではないかなという感じがありますね。

ただ、議会がやっていることを載せるということと言うと、あくまで客観的に、全員協議会とは何かということを書いておくと。議長が関与するということになってくれば、では、どういう判断になってくるのかということも含めて明記しなくてはいけないので、その辺は不一致なわけですよ。だったら、その点については触れられないということになるのではないかなというような感じですよ。

だから、非常に残念ですね。せっかくルール化しようということやってきて、こうなったから、結果として、しょうがないですね。そういうふうにお互い、認め合ってやろうという話だからということなんですけれども、そうなったとすれば、あくまで客観的に、全員協議会とは何かみたいな、議長の関与みたいなことは書かないという感じになってしまうのではないのでしょうかということ

す。

○五十嵐議員 持ち帰りになっていて、今、不一致になっているのは、全員協議会開催について協議するための会派代表者会議の開催要件ですよ。それで、ここの部分に関しては、確か座長の方からも、議長判断ということになると、議長もいろいろ悩むことでもあるし、議長の荷物を少し軽くしてあげるために、基準を設けた方がやりやすいのではないかというようなことで、基準を設けようという話になったんだろうと思うんですね。

それで、実はここは、私としては、改革連合としては③で一応出したんですが、やはり結構悩むところで、明確な基準がなかなかないんですよ。ただ、一定基準があった方がいいかなということ、この辺が妥当かなぐらいな感じで、私も実は言っています、それが、実はここで、これが一致しなかったらどうなるんだろうと自分でも考えたんですけど、ちょっと議長判断でもやむを得ないかなという思いもしないではなかったんです。そういう意味では、現状維持ですよ。座長が提案したことがなかなか生かされないということになるわけですけど、ちょっと基準が、かなり作り方が難しいなと思ったので、現状、議長判断というやり方も、私としてはやむを得ないかなと思ったことは思ったんですね。

議長判断ですから、斎藤議員が言うように、1人の議員から言われて開くという判断もあるかもしれないし、10人から言われても開かないという判断もあるかもしれないし、その辺は、議長には重くなるわけだけど、それも一つの選択の中にあるのかなとちょっと私としては思っていましたので、ここが一致しないからといって、この条文がなくなるということにはならないのかなと思っています、第2項までは普通に生かせるかなと思っています。

○中山議員 今、水上議員のご意見を伺って感じたことを率直に述べますと、確かに我々、議論し

てきた中で、議長の判断というのは規定を設けておかないと難しいからという背景もあって、できるだけ合意していきましょうということに、我々も会派に持ち帰って議論したんですが、それを前提にして議論してきたから、一致できないのであれば載せない方がいいという議論になるのであれば、結局、不一致になったら全部削除するのかということになると、議会基本条例自体の目的というか、そういうのを考えると、ちょっと私は、やはり乱暴な議論なのではないかなと。

では、そんなことを言ったら、細かく言うと、余りここで、皆さん方にけんかを売るつもりは全くないんですが、細かいところで議論が一致できないんだったら、議会基本条例自体の議論もできなくなっていくので、そこら辺はほかの会派の方にも理解していただいて、やはり原則、現状をまとめていくということが根底にあるということを理解した上で、全員協議会の部分に関しては、議長判断の定義ができなかったからということで、では、条文に載せるのはやめようという議論というのは、ちょっと僕は乱暴なのではないかなと思ひまして、そこはご理解いただけたらどうかなと思ひんです。

○斎藤議員 中山議員、ありがとうございます。では、私も少し考えを変えまして、今、中山議員が言われたことは、ほかの条文でも、是非同じように対応していただきたいと思ひます。

第11条の第1項は現状に則したのではないと思ひ私は思っているんで、であれば、そこは、申合せ事項のハンドブック34ページの「会議の招集及び運営は議長が行う」という、そのままの条文にするか、今の第3項を外して、第1項、第2項という形で載せる分については、先ほども言っているように、私は、第1項、第2項だけを残すことに関しては、それであれば賛成だと申し上げていますので、私の意見としては、そのどちらかということ、決して私、歩み寄りをしないというあれ

は全くないので、非常に柔軟に対応させていただいておりますので。

○水上議員 僕は、一致しないから削除してしまえと乱暴に言っているわけではなくて、一致しない中身が、要するに、全員協議会を開催するに当たっての開催要件のルール作りがどうなのかという話をしてきたわけで、それが結局、今までどおりという形に、不一致の中で戻るという形になりましたよね。そうなったときに、「議長が招集し」というのが第1項では大事なところだと思うんですよ、ここに明記するというのが。そうなったときに、第2項は「議長は速やかに対応する」ということになったときに、どういう対応の仕方について検討するのかということがずっと議論になってきたわけだから、要するに、それがもとに戻ったわけだから、私は、それにふさわしい条文として変える必要があるのではないかと。それが一致しなければ削除だって、今まで、現状どおりのわけだから、削除して、申合せ事項やハンドブックに基づいて行っていくということもあるだろうと。

ただ、全員協議会をやっていることが載っていないということもやはりおかしな話なので、その場合は、あくまで客観的に、要するに、全員協議会とは何かということぐらいで掲載したらどうですかと。やはり一致しない中身に沿って、僕は、この条文についても検討する必要があるのではないかなということなんです。

ハンドブックに書かれているのは、皆さんも、81ページですか、書かれていることが、これは全員協議会の中身、ことですよ、ね、「全員協議会について」と。ここでは、議長が招集するということは書かれていないわけだから、あと、どこかに規定されているんじゃないか。

○飯田議会事務局次長 会議規則の方にございまして、別表のところ、こちらの方の59ページにございます。「全員協議会の招集権者は議長」と

なっております、目的のところは「議会の運営及び市政の諸問題に関する研究及び協議を行う」ということになっておりました。第11条に合わせて、「議会の運営及び」というのは削除したかどうかという正副座長案が出ているかと思えます。

○水上議員 だから、載せるとすれば、その範囲で、ここに規定されていることを載せるしかないのではないかなということですよ。

○中山議員 水上議員のご意見はよく分かりました。ありがとうございます。

○森戸座長 皆さんからちょっとあったんですが、会派代表者会議を議長が開くための要件なんですね。全員協議会を開くための要件ではないので、だから、そこに行くに当たって、では、議長は、さっき五十嵐議員もあったんですが、1人ではやるけど、10人ではやらないということの説明責任を問われることってあると思うんですよ。だから、そうなると、議長としては非常にやりづらい部分があって、その点から、ある程度のルール化をすれば、例えば2会派以上から要求があれば開くとかね。

会派代表者会議の規定は、2会派以上欠席したら会派代表者会議は開けないんですよ。これは成立しないということですから、2会派以上の要求があれば、少なくとも議長は会派代表者会議を開くというぐらいの規定にしておいて、一定やっておかないと、なかなか議長も、責められたらちょっと厳しいなと思いますよね。議長がいらっしゃいませんけど、私が議長でやったとしても、きちんと論立てて、なぜやらないのか、やるのかということ公平、公正に説明をしなければいけないものを持っていないといけないと思うので、その点からすれば、ルールがあるということが前提になれば、会派代表者会議をそれに基づいてやればいいわけで、規定に満たなければできない、開かないということで納得できると思うんですよ、議員の皆さんも。そこは、なぜやらないのかとい

うことを責められたら、議長もちょっとあれですよ。（「鬱になってしまう」と呼ぶ者あり）鬱になってしまう。本当、そうですよ。

○鈴木議員 議長の、2年に1度、議会人事の中で、どなたにお願いするかということを決めていく。最終的には、全会一致で議長というのはお願いしていると。議会の代表者としての仕事の重さということでは、全員の信託ということがないとできない仕事だと思うんですね。それは小金井市議会、ずっとこれまでも恐らく全会一致で議長を信任してきたと思うんですけれども（不規則発言あり）もちろん、そうです。もちろん、その前段、プロセスとしては、そういうことがあります。でも、最終的に、そういう形で議会の信任を得た形で代表していらっしゃる立場だと思うんです。これは、どなたが議長をやったとしても、そういうことだと思うんですね。

そういう中で、非難するということが起きるかどうかということですよ。議長もちろん、引き受けた以上、そういう形にならないように細心の注意を払って、議会運営、様々運営していくと思うんです。それを私たちは信用して、議長判断というものは尊重する立場ですので、とりたてて現状の、そういう運用でやってきた中、それは悩みは多いですよ、もちろん議長ですから。ですけど、そこも含めて、私は、議長をお願いしている立場ですので、議長判断には従うと。それこそ、議長判断で行うべきという思いなんですよ。

だから、そこはどうなのかなと思っていて、そういう意味でも、そういうことについては、一定の議長の判断にお任せするという意味で、過重な負担をこれで押し付けるという気持ちではないんですよ。そこだけ、ちょっと確認したいなと思っています。

○森戸座長 議長については、全会一致になるとは限らないんです。協議をして一定の方向性が出て、入れない人もいますからね。それは、そこ

までは拘束していませんから。だから、選挙なんですよ、基本は。したがって、全会一致ではないということだと思います。

それと、鈴木議員は議長の判断に従うとおっしゃるんですが、そうではない議員もいるわけで、例えば全会一致で議長に投票しても、やはりやり方がおかしければ、それはきちんと意見を述べるということだと思うんですよ。ですから、その点からすれば、鈴木議員以外の議員のこととかも含めて考えたときに、総合的に考えたときに、議長の荷を少し軽くするという必要はないのかなと。それでなくても、なかなか……。

ちょっと休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時06分開議

○森戸座長 再開いたします。

○中山議員 我々も前向きに検討した中で、もちろん、ある一定の案を持ってはきましたけれども、最悪といいますか、結果、不一致になって、まとまらなかったときに、我々、考えたことは、むしろ議長判断にしておく、結局、全員協議会を開くかどうかは会派代表者会議で議論するわけですから、難しい判断というのも、議長は会派代表者会議を開いてしまえばいいんですよ。だから、むしろハードルが低いのではないかなと考えたんです。

複数の会派なり議員の方が議長に対して申入れをしているのに、会派代表者会議も開かないというようなときには、もう不信任を出すような点もあるわけだし、不一致になって、まとまらないときには、そういうような考え方もあるので、それはそれで、皆さんのご意見なのでいいのかなというのが自民党の意見でもあるんです。

○森戸座長 今、自民党は、複数でも会派代表者会議を開かなければ不信任にすればいいというお話だったので、複数であればいいということでは

かね、大体。

○中山議員 では、そこまで話が出て、議論は余り無意味かもしれませんが、一応単独会派でも進めていかれると、それはやはり不公平だなというのがあって、4分の1とか、いわゆる複数会派の要件に、いわゆる単独会派が、1議員ずつで、1人会派が2人そろえばというような発想ではなくて、4分の1ぐらいの数であれば、これは歩み寄れるのかなというところは正直あったんですけれども、ちょっと不一致なので、ここの議論はできないかなと思っています。

○森戸座長 鈴木議員も一任で、例えば複数会派、1人でも会派代表者会議の要求があったら。どうですかね。

○鈴木議員 そこも含めて、議長判断にお任せしたいということを繰り返しています。これは、もちろん議会全体で受け止めなければならない問題が発生したときに、いろいろなことがありますよね。それは当然、その問題を議長が重く受け止めて、会派代表者会議を前段に開くでしょうし、そういう運用でこれまで来ていますから、そのまま、現状のそういう議長判断での運用で、会派代表者会議、そして、事柄によっては全員協議会開催という運用でいいのかなということです。

○白井議員 やはり意見は尊重したいので、そういう思いなのかなとお聞きしていました。ただ、例えば、ちょっと視点を変えまして、自民党も、その内容によってはということで、譲るよというようなことも言われています。なので、大体が何らかの、まず、会派代表者会議を開催する要件って努力が必要だよねみたいな感じではあると思うんですよ。

なので、例えば、ちょっと視点を変えまして、民主党としても、では、議長に一任でいいという発想であれば、ここの議論に一任する形でもいいのではないかなと思うわけです。そういうわけではないのかな。

○鈴木議員 いろいろ合意形成していく上での、先ほど皆さんから様々意見を頂いていて、本当にありがたいな、ここが小金井市議会のいいところなのかなと思うんです。少数意見を尊重していただいて、本当に感謝しているんですが、そこもあえて頂いた上で、これについては議長に全面的にお任せしたいという思いは、申し訳ありません、変わりません。

○斎藤議員 鈴木議員が、議長たるものは信頼に足るから、その判断にお任せするという気持ちはよく分かりますし、その優しい心根というのはよく分かるんですけども、議会というのはやはり考えの違う人間が集まっているんですよ。その違う考えがぶつかったときに、どうするかということには、やはりルールが必要なんです。だから、単に議長にお任せすればいいんだということではなくて、一定のこういう場合はこうだというルールが必要だということで、全員協議会の開催要件と、初めはその議論から始まって、その前には、会派代表者会議を開くんだらうから、その開催要件と二つに分かれてきた。その議論の最後の最後に、全部議長にお任せするのがいいんだということになると、ちょっと議論が蒸し返しになるような気がするんですけど、それはそれで非難しているわけではなくて、そういうことは当然あるんですね。

ですから、それで言えば、会派代表者会議を開く要件とか、全員協議会を開く要件、こういった議論をまず外してしまおうという、その提案をしていただいて、その上で、この条文はどうなのかと考えた方がいいのかなと思ってまして、ですから、その議論をやめてしまって、第11条を第1項、第2項だけで構成する形になれば、かなり曖昧なものではあるんですけども、この条文をもとにして理論を構築することができるので、どうでしょう。私ども、第11条自体、一致しないのであれば削除してしまえと言った身ではあるんです

けれども、第3項を外して、第1項、第2項だけの第11条そのまま、会派代表者会議の開催要件とか全員協議会の開催要件なんていう議論はやめてしまった方がいいのではないかなと思うんです。

というか、これは鈴木議員をおもんばかってというか、鈴木議員が思っていることはそういうことではないかなと思って、私は申し上げているんですけど、いかがでしょうかね。

○鈴木議員 ありがとうございます。

ただ、私、一番最初に意見を表明させていただいたときに、議長にこの件はお任せしたいというのは言ったんですが、その後、第11条として、第11条の形がどうあるべきかという議論については、ここは必要であると。ですので、不一致だから、ここで削除をしてはどうかということではないと考えています。

現状、ハンドブック、会派代表者会議という記述ができないという制限が一つあるんですよ。ですから、何となくその条文から離れた議論になってしまうのかなと思いますけど、議会ハンドブックに書いてあるところから、全員協議会開催をここに明記するというだけでも、例えば、第1項だけなのか、第2項をどうするかということも含めてですけど、これを明記するだけでも、現状の運用、そして、それについて、ここで議会基本条例に載せる、明記するということが一つの前進だと私、考えているんです。

この議論は、今後、一切必要ないということではないです。現状では、ここで、申し訳ない、私たちの意見を尊重していただいて、現状に即した運用ということで議会基本条例に明記したいという思いは持っているという意見です。第1項と第2項ということで、ここで残せるのであれば、私は残していただきたいという思いの方が強いということです。

○中山議員 あと、やはり重要な議論があったと思うんです。つまり、全員協議会の開催要件に関

しては、会派の中で決めるということ合意していますから、ここは載せられるんだったら載せておいた方がいいと思うんですね。

○森戸座長 それで、地方自治法との関係で見ると、地方自治法は第104条で議長の権限というのを規定しているんです。普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表すると。この地方自治法に基づいて、では、議長はどういう権限を持ち、どういうことをやるのかというのが、会議規則でうたわれているわけですね。議長はこれをしなさい、議長はこういうことができるということなんです。だから、ある意味議長に一任するというのはほとんど規定がないわけですね。

したがって、全員協議会という、これまで非公式だった会議が、第100条第12項によって正式な会議となり、そして、その会議について、市長が求めて全員協議会を開くこともあるけれども、議会が、議員側が求めて全員協議会を開くこともあると。そのときに、では、議長は、議長一任でいいということにするのか、それとも、会議規則だとかこういう流れと同じように、きちんと議長としての権限をどのように具体化するのか、ルール化するのかということは、私は全然問題がない話なんです。

だと思ふし、逆に、一任するんだったら、では、議長の規定を議会基本条例に盛り込まなければいけないと私は思うわけですね。議長は少数会派の意見を尊重しなければならないとか、そういう議長の文言、議長の権限というのを議会基本条例に盛り込んでいかないと、議長一任ということのルール化というのはちょっとあり得ないなと。

○中山議員 ちょっと貴重な時間の中で暴走しかけていたんですが、先ほどの僕の発言の中で、もともと会派代表者会議というのは正式に設定されている、規定されている会議ではないですから、ここの条文には盛り込めないというのが前提で、

そこを私、落としていて、今、発言しかけていたんですが、そういうことであれば、基本的な部分を、今、鈴木議員がおっしゃったような形で明記して、それで、あとは別に会議規則等で、会派代表者会議の部分はまとめるというか明記するというふうにするしかないかなと思っているんですが、いずれにしても、この場で議論して、全会派で一致した全員協議会の開催要件については、どこかで認識をやはり一致できるようにしておかないと、全体があやふやになってしまうと、結局、議論が無意味になってしまいますので、それはそう考えています。

○森戸座長 ただ、第1項、第2項を残すとしたら、第3項も残さないと、やはり、これまで言っていた会派代表者会議を開いて、複数会派からでも、何人からでも議長に要求があれば、議長は会派代表者会議を開くと。そこで全員協議会を開くかどうかを決定すると。これは、中山議員もさっき、このルールは作っておいた方がいいということですから、それは、別に規則で定めるというのを入れておかないとまずいかなと思ふんですね。

だから、問題は、さっき言ったように、議長一任ということが、これまでの流れからしてなじむかどうかという。今後の議会運営として、これは問われてくる問題ではないかなと思ふんです。確かに難しいですよ、幾らにするかというのは。難しいけれども、さっき言われたように、議長一任で、議長の判断で1人でもやるんだという議長であればそうなんでしょうし、議長がかわって、いや、俺は10人言っても絶対やらないと言うかもしれないし、（「ケース・バイ・ケースかもしれない」と呼ぶ者あり）ケース・バイ・ケースかもしれない。だから、そこは、きちんと市民にも説明しなければいけない。ということができるようなものにしておかないとまずいのではないかなということなんですよ。

○五十嵐議員 ということは、今の座長の提案と

どうか、まとめは、要するに、この段階で、全員協議会を開く前に、会派代表者会議をまず開くんだと。会派代表者会議を開く要件は一致していないけれども、とにかく会派代表者会議を開くという第1段階というところをここに、条例に盛り込むと。

○森戸座長 いや、条例には盛り込まないんです。盛り込めない。

○五十嵐議員 そういう意味ではなくて、そこを踏まえた上で、第3項も残すようにという意味の提案をしているということですよ。今までだと、そのまま議長の判断で、すぐ全員協議会になるみたいなことも可能なわけだけど、そういうことではなくて、会派代表者会議を開くということ、この条例作りの中で、まず一歩としてまとめましょうということかなと思いますけど、そういうことですか。

○森戸座長 そういうことです。だから、会派代表者会議も、多分鈴木議員は否定されないと思うんですよ、そこは。だから、その会派代表者会議を開く前段の議長の判断なんだから、（不規則発言あり）だから、そのお任せするという事はちょっと、そこを変えようということなんですよ。

だから、さっきも言ったように、基本的に議長の権限は、会議規則で具体的になっているんですよ、本来、会議規則上。だから、ハンドブックでは多分、正式ではない会議のままになっているのではないですか、一任するというのは。（不規則発言あり）そうだ。会派代表者会議は正式な会議ではないということから一任ということになっているのか。

○水上議員 さっき、削除もあり得るのではないかと言ったのは、ここに載っている会議の、本会議もそうだし、委員会もそうだし、要するに、どういう手続でどう開かれるものなのかということが明記されているわけですよ。条文に載ってなくても、何かで決まっていると。それが条例に

載っかっている会議ということだと思うんです。会派代表者会議を載せられなかったのは、要するに、正式な会議として位置付けるにはちょっと問題があるということだったと思うので、だから、僕が削除もあり得ると言ったのは、開催要件がはっきりしない、ルールがないものを、ここで明記していくというのはちょっと、全体の今までの議論からいってもおかしい部分がある、正確に言えば、あるのではないかということもあるわけです。

ただ、やっているものを載せないというのもおかしいから、全体がやはり載せた方がいいということであれば、僕は、客観的な事実として載せられるものだけ載せた方がいいということだと思うので、ある程度、やはりここに明記するとすれば、何らかの手続的なものは決めておかないといけないかなという気はするので、会派代表者会議で決めるというのは一つ今、合意点かなとは思っているので、だから、それをどう盛り込むかということになるんだと思うんです。

○板倉議員 事務局に伺いたいんですが、例えば第3項まで残すとした場合に、要するに、別に定めるとなりますよね。別に定めるのところに、会派代表者会議という名称が入ってきてもよろしいんでしょうか。

○飯田議会事務局次長 申合せ事項でありましたら可能かと思うんですが、例えば条例や要綱になりますと、やはり基本的には、そういったものに盛り込まれた会議というのは公開になるかと思えます。ただ、それを非公開とするということで条文に盛り込むということは可能ですが、基本的には公開ということになります。

○森戸座長 だから、要綱とかでも、ちゃんと非公開だとうたっていけば大丈夫だということですよ。

○五十嵐議員 要するに、会派代表者会議という言い方ではなくて、例えば会派間で協議するとか、そういう言い方はできるわけですよ。

○森戸座長 そうです。

○飯田議会事務局次長 それは、ほかの条文のところでもご協議いただいて、ご説明もしたかと思うんですが、会派代表者会議というところを盛り込まないで、会派間で協議するというような言い方にしたらどうかというようなお話はさせていただいているところでございます。

○森戸座長 だから、会派代表者会議を開くところは全体一致しているんだけど、会派代表者会議を開く要件のところを、できれば鈴木議員にご理解をいただいて、まとまるところでまとめられないかなということなんですね。思いは分かるので。

○鈴木議員 協議体としての一致点を見出す努力ということで、本当にありがたいなと思って聞いております。

今、五十嵐議員の方からお話があった第3項のところ、会派間の協議をもって決める。文言の細かいところは別ですけど。だから、私は、全員協議会の前に会派代表者会議を持つということでは、もちろん一致しています。これをどう表現するか。先ほど中山議員の発言にもあったけど、これが、正式な会議体ではないものは明記できないということであれば、その妥協案として、会派間の協議によるという表現の仕方ということで今、ご提案いただいたと。これについては本当に、この提案を1度受け止めて、会派で協議して、持ち帰らせていただくことはできるでしょうか。そういうことであれば、1度持ち帰りたいということ。

○森戸座長 それで、議長の一任ということも検討するということですか。ではなくて。

○鈴木議員 第3項について、会派間の協議において、さっき五十嵐議員は何ておっしゃったでしょう。

○森戸座長 会派間で協議する。

○鈴木議員 会派間で協議するというところで明記できるというご提案で受け止めたいということ

でいかがでしょうかね。

○森戸座長 それは、別に定める要綱の中に、そういう言葉が入るといことですか。

○鈴木議員 すいません、いきなり全員協議会開催を議長判断とするということではなくて、その前段では、必ず会派代表者会議が開かれるという前提でお話をさせていただいています。

ただ、正式な協議体ではない会派代表者会議をどう記述するかというところの工夫の中で、それを皆さんと協議して、例えば会派間の協議によるということにするかどうかという議論をしていくことについては賛成であります。ですので、今の提案を1度受け止めて、会派で協議したいというのが今の私の思いです。

○森戸座長 それが入ること。それは、別に定めるというものの中身が、会派間の協議を行うと。その会派間の協議を行うに当たって、何名から議員の申入れがあった場合はという辺りに行き着くかどうか、そこが一致するかどうかなんですけど。(不規則発言あり)それは議長判断。そこは変わらないということですか。そこも含めてというわけにいかないですかね。例えば会派代表者会議を開くに当たっての会派間の協議について、何とか、複数以上の会派の要請があれば受けるとか。

○渡辺(ふ)議員 やはり議長経験者が、この中においては森戸座長しかいらっしやらないので、その議長経験者の、ましてや森戸座長の言われることってすごく重いと思うんですよね。これだけ期数的にも経験も豊かなわけですし、その森戸座長が、だから、いろいろな会派の方が議長になる可能性ということがあるわけで、やはりその辺で、会派の中において、議長として対応しなければならない責任というのが、またこれもうんとあると思うんですよね。そうなったときに、いかに公平、公正に進めるかとなるときには、やはりある程度きちんとした決まりはどうしても欲しいというか、それはきっと、議長経験者の方々はみんな、その

ように思われてきたことなんでしょう。それをあえてここで、やはり主張といいますか、言ったださっているわけですから、それは、私たちとしてはうんと重く受け止めさせていただいて。

どんな会派の方が議長をしていただいたとしても、それは多数会派の場合もあれば、少数会派の場合もあると思いますけれども、自分の後ろにある方たちの思いというのがすごくのしかかってきますし、それと、やはりそうではない議会全体の判断ということもすごく大きくなってくると思うので、これは、そういった形のもが少しでも方向性を決めていくことができるのであれば、頑張って歩み寄って、この部分については、何としても形にしておくということが必要なのかなと私は思いましたので、是非、民主党も含めてですけど、もう一回、しっかりと形にできるところまで持っていきたいと思うところです。

数については、私たちは主張しているものがありますけれども、例えば複数会派であったりとか、その辺はもうちょっと煮詰めてもいいのかなと思います。

○斎藤議員 会派代表者会議を開くべきだと個人の議員として思ったときに、議長がその判断をしなかった場合には、それはできないというふうになってしまうんですよ。要するに、議員として、幾ら議長に言っても、議長がそれを認めないということになれば、もしくは、それを主張する場がない、また、それを根拠とするものがないということになれば、それは議員としての職務を制限されることになるわけで、それを認めるということは職務怠慢なんですよ。

ですから、先ほど言った会派代表者会議の開催要件と全員協議会の開催要件という、この議論をやっていて、このまま、民主党がおっしゃっていることを言うと、議員から発意をして、全員協議会を開くことができないということを認めることになってしまうんですよ、議長一任ということに

なりますから。ですから、この議論をやめてしまって、この条文だけで判断するというのであれば、私は、この条文だけでも実はいいと思っていますんですよ。その裏に、このことがあって、これが一致なくて、議長一任なんですよということに関しては、これは議員として絶対譲ることができないところで、そこは是非鈴木議員、お考え直していただきたい。

持ち帰るにしても、②、③、④のどこかに乗れるという、乗れるか乗れないかということで持ち帰るということでは分かるんですけども、であれば、もしそうではないという、先ほどだと、ちょっともとに戻ってしまうようなお話だったので、であれば、是非、開催要件をここで協議する。その条文の裏には、こういう話があるんですよということを私はなくしてほしいんですよ。この条文そのものだけで判断できる、それぞれが判断すればいいという形で残す分ではいいと思うんですけども、是非そのことを含めて、鈴木議員、持ち帰られるのであれば、持ち帰っていただきたいと思います。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○鈴木議員 これ、なかなか難しいんですよ。現状は議長判断で、ハンドブックの34ページに書いてあるとおりで、私は先ほどから繰り返していますが、原則で言うなら、この現状に不具合はないと思っている者としての主張をしているわけです。

この議論をしている中で、ちょっと事務局に確認なんですけど、議員側から全員協議会の開催を求める要件というものはないということですかね、現状では。ありませんかね。本会議はどうなりましたか。このところをちょっと確認したいです。

○森戸座長 臨時会の開催要求はありますよね、地方自治法で。

○飯田議会事務局次長 臨時会につきまして、4分の1の議員の要求という形で規定がございます。

それからもう1点、すいません、併せて申し上げておきたいんですが、今、全員協議会の開催要件について、申合せ事項、ハンドブックの内容でご議論いただいているところではございますが、こちらの内容を変えるということは、こちらの会派代表者会議だけでは決められないと。議会運営委員会でご議論が必要という形になります。

○鈴木議員 ありがとうございます。

ということは、議会は、必ず全員協議会が開催できない。ここで議長判断としたことによって、必ず臨時会を開催する。全員協議会を飛び越えていますけど、開催する権利は有しているわけです。ですので、最終的に、どうしてもということになれば、(不規則発言あり) だけど、権利としてはあるわけですよ。(「そのものが違う」と呼ぶ者あり) 何が違うのか分からない。(「勉強してくださいよ、それは」と呼ぶ者あり) ただ、ありますよね、要件として。(「議会でやっていることを臨時会ではできない。議案で審議できないことをやっているから」と呼ぶ者あり) そうか、議案ではないからか。そうですね。それはもちろん、分かりました。そこは訂正します。ですけど、どうなのか。だから、そうであれば、全員協議会開催についてルール化するのが先なのではないでしょうかね。どうも順番が分からない。全員協議会開催のルール。

○森戸座長 だから、その全員協議会開催のルールが今、これなんです。(「そうか」「それができないから、わざわざ」と呼ぶ者あり) だから、ちょっと待ってください。(「もう一度整理してもらいたいです。ごめんなさい」と呼ぶ者あり) いきなり全員協議会開催の要件を作るというのは不一致なんです。ですから、その前に、議長が1人で判断するのかどうかということになって、議長1人で判断はできないでしょうと、全員協議会開催を何会派から要求があってもね。では、そのもう一つの段階として、会派代表者会議の中で、

議長が意見をもらえば、議長の荷は軽くなるわけですよ。議長に全員協議会を開けと言われて開かなかったら、どれだけ批判を受けることになるか、両方から。だから、会派代表者会議を開きましょうと。

では、会派代表者会議は、何会派の賛成があればできるのか、そこまで決めておかないと、10人言っても開かないという議長がいるかもしれない。それは分からないですよ、将来にわたって見たときに。しかも、議長、みんな、大変な思いでやっているわけで、その議長の判断の重みをもうちょっと軽くしてあげればいいのではないかと。そうすれば、議長の責任も若干、軽くなるとは言いませんけど、荷が軽くなるなどというのはあるから、そこを決めましょうということだと思っただけです。

○中山議員 座長、鈴木議員が、民主党会派から一致できないということですとずっと議論が進んできて、またちょっと振り出しに戻ったようなところがあるんですけど、(「ごめんなさい」と呼ぶ者あり) いや、全体の流れとして、また振り出しに戻っているではないですか。僕は、やはり不一致でどうしてもという鈴木議員の、民主党会派の意見は尊重したいなと思っただけなんですけど、今、座長がおっしゃったことは、もちろん議長経験者としてご苦労なさったことから来ているんだと思うんですけど、僕なんかはもう単純な発想で、議長であれば、もうそんな、裏でいろいろな政治的な攻防があるわけですよ。ですから、それを単純に、では、4分の1だからとか12分の1だからというふうに判断するのではなくて、議会が混乱してきたら、もう会派代表者会議を開けばいいと思っただけですよ。ですから、むしろハードルはすごく低くなっていて、議長が判断に迷うんだら、会派代表者会議を開いてしまえばいいんですよ。だって、会派代表者会議全体で協議しないと、全員協議会を開けないんですから。

だから、私はその発想からすると、鈴木議員が不一致であったとしても、条文にどう盛り込むかは別として、そんなに運用上、問題ではないのではないかということを思っているので、1時間半以上議論してきて、また議論が振り出しに戻ってしまうこと自体が、ちょっと私はどうかかなと思うんです。

ですから、座長が、民主党会派が持ち帰るに当たって、そこを、会派代表者会議の開催要件までもう一度歩み寄れないかというのはもちろんいいし、座長がそうおっしゃるんだったら、私、止めませんけれども、また不一致になって戻ってくるのではないかなというところで、全然先に進まないわけですよ。そこをちょっと懸念しているというところで発言させていただきました。（「ということは、この条文でいいのではないかと」と呼ぶ者あり）そうです。

○森戸座長 ありがとうございます。

○白井議員 中山議員のご意見もごもっともだと思います。ただ、今、その前の鈴木議員のお話とかやり取りを聞いていると、多少、臨時会の開催要件の話とかを何かごっちゃにしているところがあったのではないかなとお見受けするんですね。だから、改めてちょっと整理したいというようなご感想をお持ちだったので、今日の話の踏まえて、もう一度ちょっと、ちゃんとそこは持ち帰っていただいて、臨時会と全員協議会の違いは、今ここで共有できたと思いますし、そもそもの、会派代表者会議で結局、協議することだから、その開催要件という形でもう一度整理いただいて、今日の話の踏まえて、ちょっと持ち帰っていただいて、答えを出していただくという形でいかがかなと思うんです。

○鈴木議員 すいません、議論を巻き戻してしまったところは私にも責任がありまして、分かりました。臨時会と全員協議会、それぞれ、全然違うということでした。それはもう間違いないことで

ありまして、斎藤議員のおっしゃるとおりであります。今の白井議員のおっしゃっていることも確かにそうで、私の中で混同しているというところがありました。だけど、先ほど座長の整理で、これまでの議論の流れを整理していただいたということで、そのとおりでと思っています。

今、頂いたご意見をもとに、もう一度持ち帰らせていただきたいわけですが、これは、今、意見集約シートに示されている①から④の間でもう一度選択するという形で持ち帰らせていただきたいんですが、これで構いませんか。ここだけちょっと確認したいんです。

○森戸座長 ①から④。それは、民主党がそういうお考えですから、それも含めてご検討いただければと思いますが、今日の雰囲気もちょっと踏まえながら是非ご検討いただければ。

○鈴木議員 分かりました。私たちの少数意見を尊重していただいて、本当に感謝しております。ちょっと持ち帰らせていただくということであります。

それともう1点、確認なんですけど、もちろん、今日の議論を受けてということで持ち帰るんですが、先ほど五十嵐議員の提案にもあったと思うんですが、会派代表者会議を開催するという、表現はいろいろあります。だから、会派間の協議を行うという記載を、ここには、第11条の第3項で必要な事項は別に定めるものとしておいて、これを、例えば申合せ事項のところでは会派間の協議ということを行うことはできるという理解でいいんですかね。ここだけちょっと確認したいんですけど、いかがでしょう。

○飯田議会事務局次長 必要な事項は別に定めるものとするとなっておりますので、内容が、要綱だろうと、規則だろうと、申合せ事項だろうという形になりますので、申合せ事項でも構わない形です。

○片山議員 すいません、今、議論している会派

代表者会議の開催というのは、全員協議会を開くに当たってということによろしいですか。

○森戸座長 そうですね。それだけです。それ以外には（「それ以外のことはないということです」と呼ぶ者あり）

○斎藤議員 そういう形で民主党が持ち帰っていただけということなんです、でも、数字が入っているとはいえ、②、③、④、この中でどれでいくかというのは全く決まっていないますよね。ここでまた同じ議論が繰り返される可能性があるわけですよ。そのことも考えなければいけないなと思っていて、それは、どこで、どういう形で協議しますかね。民主党の結論を出してきていただく参考として、今、これからそれはやりますか。どうでしょう。

○中山議員 それはちょっと待った方がいいのではないですか。民主党がお持ち帰りになって、結局、①の不一致というか、議長判断という結論が再度出てくる可能性もあると思うんですよね。

○森戸座長 今日はちょっと難しいかなと思って、ただ、もう一度今日の議論を踏まえて、各会派の皆さんも、幾らだったらいいのかなということは。民主党も一致するようだったら、ちょっとお考えをいただければ。

○中山議員 それであれば、ちょっと自民党会派として、どういう結論に至ったかだけお話ししておいた方がいいかなと。自民党は、基本的には、議長判断になったということを前提に聞いていただきたいんですが、歩み寄り案としては4分の1が限界かなと。それは、1人会派と複数会派を差別しているつもりは全くないし、分けるつもりもないんですが、議員数の人数からいって、複数会派の単一会派では、進行できないという表現が正しいかどうか分かりませんが、進められない、いわゆる複数会派の、4分の1ですから6人ですか。6人ということで、今、最大会派、自民党5人、それから、共産党と公明党4人ですから、こ

こが単独で進められないような数でという意味で、4分の1が歩み寄れるかなというところで、もしそういう議論に将来的になるのであれば、この4分の1というところに歩み寄っていただければ、自民党会派としてはそういう考え方です。

○森戸座長 まとまるのであればということが前提となって、非常に奥の深い中山議員のご発言だったと思います。

○中山議員 すいません、やはり限られた時間で、もう大分我々もかなりの時間を費やしてきて、時間がかかるのは当然だと思うんですね。ですから、あえて表明しておかないと、何を考えているか分からないということになると。

○斎藤議員 4分の1の議員の数というのは、先ほど次長からも説明、解説があったように、臨時会を開かなければいけないという人数なんです。12分の1というのは議員提案ができる数なんです。それぐらいの人数だということを是非分かっていただいて、今回、決めようとしているのは、全員協議会そのものではなくて、全員協議会を開くかどうか決めるための前段階の会派代表者会議の開催要件だということで、ハードルの高さというのはおのずと決まってくるということを私は申し上げたいと思います。

○水上議員 持ち帰るに当たって、結論だけ持ってきて、また同じ議論になるので、今みたいになぜこれなのかということをお話していただければ、説明できるようにしておいた方がいいかなと。民主党が持ち帰るということは私も尊重するんですが、要するに、議長判断となったときに、ルールを決めるということになったときに、何か不都合が出るのかなということも含めて、具体的なことがどうなのかということも是非説明していただければと思うので、一応議長判断にしないで、ある程度ルールを持った方が有効だという話は幾つか出てきたと思うんですよ。条例上もそうだし、議長の経験上もそうだという話があったので。で

も、ルールがないときの有効性とか問題点というのは具体的なこととして出てきていないので、それは是非、それぞれがやはり中身を具体的な問題として説明できるというふうにする必要があるかなと思います。

○森戸座長 そうですね。例えば議長がルールにのっとって行く全員協議会前提の会派代表者会議もあるかもしれないし、もしかしたら、本当に議長の判断で開かなければいけない会派代表者会議もあるかもしれないんですね、全員協議会前提の。ですから、確かに、ある意味折衷案で、二つ作っておくというの必要なのかなと今、ちょっと思っていたんですが、口に出したんですけど。つまり、通常的全員協議会開催前のルールとして、何分の1の定数があれば会派代表者会議を開くよというものと、しかし、これ、全員協議会を開かなければいけないだろうと議長が判断して、でも、議員はだれも思っていない場合だってあるかもしれないですね。そのときに、議長判断で会派代表者会議を開いて、相談する場を設けると。議会サイドで要求しようという、こういうことも出てくることあると思うんだよね。

だから、2項目作ってもいいのかなとちょっと思ったんですけど、どうでしょうかね。ややこしくなるか。それも含めて、ちょっと考えていく。

○鈴木議員 今、斎藤議員、水上議員からご意見を頂きまして、もちろんそのとおりだと思います。こういうプロセスになって、こういう理由であるということももう一度整理して、その至った結論についてはご説明できるように協議しておきたいと思いますので、すいません。ありがとうございます。よろしくをお願いします。

○加藤議会事務局長 今日、すいません、午後からちょっといないもので、午前中はちょっと発言するつもりではなかったんですけど、今の議論を聞いていて、ちょっと運用上のところで想定されるところを、私の感じているところを幾つか申し

上げさせていただきますと、まず、今、会派代表者会議を開く要件のところのお話をしておりますけれども、実際には、こういうことはあり得ないと私は思うんですけども、ただ、実際の運用上としては、例えば12分の1であろうと、4分の1であろうと、開催の要件が成立して会派代表者会議を開くことになったと。

先ほど座長の方から開催の要件のところをお話しいただいたんですが、そのときに、万が一2会派が欠席すれば、これはもう会派代表者会議が成り立たなくなります。ですので、本当に例えばの話ですけども、これは会派代表者会議を開く必要がないという、仮にそういう会派があつて、もし欠席されるということになると、会派代表者会議自体が成立しなくなると。これはもう、この申合せ事項の中では、そういうことも現実としてはちょっとあり得て、ただ、ここで一定議論して、そういうことはなく、要件がもし一致できて開くということであれば、当然全会派が出るか、もしくは、欠席する場合には、委任する旨を言っただけならば、それは出席会派として見なすということになっておりますので、その辺のところは、運用上のところではあり得ない話ではないので、そこがちょっと私として気になったというところが一つ。

あと、たとえ会派代表者会議を開いて、その中で、例えば全員協議会を開く開かないという意見が割れたときに、そのときに結局、どうするのかということになると、やはり最終的には、議長の、招集権は議長にあるわけですから、ということに最後はならざるを得ないというところは、現実としては必ず起きてきますので。ただ、会派代表者会議を開くということは当然担保できますけど、最終的に、議長の立場としては、それを開くかどうかという最終的な決断は、やはり議長がせざるを得ないという現実がありますので、そういうところが運用上では必ず出てくるという、ちょ

っとその二つだけ気になったので、すみません。
○中山議員 ちょっと確認しておきたいんですが、先ほど局長の発言の中で、いわゆる会派代表者会議で開く開かないが割れたときには不一致になっていますから、これは開かないという認識で私はいるんですが。

○森戸座長 会派代表者会議ではなくて全員協議会。（「ごめんなさい、全員協議会」と呼ぶ者あり）会派代表者会議を開いて、一致と不一致が半々とかになったときですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）議長は原則というか、開けないでしょうね。開くことを市長に要求することはできない。だって、それは、多数の意見であれば開けるけど、拮抗している中で、一つの意見だけを取って開いてほしいということは、議会代表としてはなかなか言えないと思いますけどね。

○鈴木議員 今、局長の発言を受けて確認したいんですが、2段階あるのかなということなのかなと思ったんですが、要するに、それは、会派代表者会議がある。会派代表者会議は、2会派が欠席した場合は成立しないということが事実として一つあると。

もう一つは、開催した会派代表者会議で不一致の場合、最終的には、全員協議会を開催するかどうかということについては議長判断で、これを最終的に判断するということですよ。今、森戸座長もそういう。（「そうです」と呼ぶ者あり）分かりました。

○加藤議会事務局長 私が、現実にはないと思いますけれどもという言い方をちょっとしてしまったのは、要は、もしこの中で一致して、会派代表者会議を開く要件が決まったときに、今、申し上げたような形で、会派代表者会議がもし成立しないとかそういうことが起こると、せつかく決めていただいたものが、実質的には担保できないという言い方がいいのかあれなんです、という運用になると、せつかく決めていただいたことが無駄

とまでは言わないんですけども、ちょっと運用上はそういうこともあり得るのかなというのが気になったものですから、それで先ほどのようなことを発言させていただいたということです。

○森戸座長 だから、議長が、私、言ったのは、拮抗しているといった場合に、人命に関わるような案件だったら、これは除外しても、政策的なものということになれば、議長判断が一步前に進むということはなかなか難しいんじゃないかなと思うところはありますよね。

それと、さっき言われたように、局長からあったように、そういう意味では、2会派が、私は出ないよというふうになれば、会派代表者会議は成立しないわけで、ここでも一つのハードルはあるんだという。ある意味、逆の意味で言えば、ハードルはあるんですよ、そういう意味で。常に会派代表者会議は、そういうリスクを負っていると。出ないよと言えば開けないんだからということなんです。そうならないような努力をしなければいけないですけどね。そういうことも含めて、ちょっと持ち帰っていただくということ。

自民党、中山議員からは、一步前に進める上でということ、大会派が1会派で何か要求してできるということにならないように、複数会派になるような開催要件の方がいいのではないかという一つのお考えもありました。

それから、斎藤議員からは、議員提案の要件でいいのではないかということがありましたので、その辺り、ちょっとそれぞれの会派もお持ち帰りいただいて、よくご検討をいただけないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

というところでお昼になりまして、休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時09分開議

○森戸座長 それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、議会基本条例の問題について、問題ではないな、議会基本条例素案たたき台について協議をいたします。

午前中に、全員協議会のお話を協議させていただきました。これについては、午前中にまとめたような形でよろしくお話をしたいということがあります。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、2班から、研修をどこに盛り込むかということについての協議結果が出ておりますので、斎藤作業部班長からご報告をお願いいたします。

○斎藤議員 作業2班に検討をお願いされました項目については、まずは、新人議員研修に関して、どこに明記するかということでした。一旦第14条が全会一致でまとまったところだったんですが、そこに入れた方がいいというお話と、第22条の条例の検証のところですか、そこに入れたらどうかという二つの案がありまして、協議させていただきました。

協議経過は、《結論》の次に協議経過という形で、第14条に戻した方がいいとか幾つかありました。すいません、結論だけ申し上げますと、第14条も、ここは調査・研修・政策立案ということで、この研修は一般的な研修の話で、議会基本条例自体の研修ということは余りなじまないのではないかという話がありまして、第22条に入れると。ただ、第22条の第7章のタイトル、表題が、今までの形で行くとちょっとそぐわないということで、「本条例の検証・研修」というタイトルに変更して、第23条として新たな条文として、ここに入れることが一番ふさわしいのではないかということで、条文の内容は、もともと第16条の第2項にあったものと同じ形で、とりあえず入れてみました。というのが1点目です。

2点目は、検証の形で、この議会基本条例策定

代表者会議の中でも、「必要に応じた検証」と「定期的検証」と二つに分かれる議論があったかなということ鑑みまして、「必要に応じた検証」というのは、いずれにしても議会運営委員会にこれをお願いする形になりますので、議会改革等の提案と同じように、いつでも、どういう形でも提案ができるということで、具体的な事象が生じた場合には、議会運営委員会で提案するという道がありますし、2点目の「定期的検証」に関しては、いわゆるそれを検証できたかどうかということ、そこでの通知表、通信簿ということではなくて、ワークシートを使って、現状に即しているかどうかという確認作業で、いずれにしろ、その確認をした後には、議会運営委員会の中で、改革、どう変えていくかという議論をされるということで、ちょっと時期という形、スパンですね。期間は年1回なのか、任期期間に1回なのか、そこまでちょっと議論が行かなかったんですが、ワークシートを使って、条文が現状に即しているかどうかという確認作業をするという両方で行ったらどうかという形になりました。

ということで、すいません、2班の方、ちょっと説明が足らなかつたら補足をしていただければと思いますが、よろしくお話をいたします。

○森戸座長 お疲れさまでした。2班の方はよろしいですかね。何かあれば。

一つは、第7章のタイトルを「本条例の検証・研修（仮題）」ということで変更して、第22条の後に別立てで第23条、初当選議員向けの研修ということですね。これを入れると。これが結論だということでもあります。

これ、初当選だけではなくて、1回、例えば辞めたりして、また出てきた人とか、落ちてまた出てきた人たちはどうなるんですか。（「要らない」と呼ぶ者あり）要らないと。（「そこまで議論が」と呼ぶ者あり）そうですか。まずは初当選議員ということですね。

いかがでしょうか、第23条に入れると。

○齋藤議員 それで、その場合、やるとした場合に、講師役はだれがやるかというところで、正副議長がやったらいいではないかということと、いや、そういった政治的な解釈が入らない形で、事務局の方でやった方がいいのではないかという形と両方ありまして、それについては結論が出ませんでした。申し訳ありません。

○森戸座長 その結論は出ていない。分かりました。（「でも、議論の内容は書いていますよね、ここに」と呼ぶ者あり）そう。内容は。

では、まず一つは、条文については、条例の第22条が検証なんですよね。第23条に初当選議員向けの研修を入れるということで、第14条には盛り込まないということなんですけど、よろしいでしょうか。

○白井議員 第7章のタイトルを、一応まだ仮題というか仮のタイトルなんですけれども、「本条例の検証・研修」に変更するというを前提として、現状の第22条の後に、仮の第23条を追加するという、二つの条文で第7章を構成するという前提です。

それは、念のため確認なんですけれども、もとの第21条が、第1章でしたか、の方に移動することが一応前提となっているので、第7章のタイトルをこれに変えるということにしています。一応そこだけ補足しておきます。

○森戸座長 分かりました。そうですね。第21条を移すということが前提ですよね。

いかがでしょうかね。

○林議員 もともとは、私が研修をどこに入れるんだと言ったところから始まっているので、こういった形で研修がきちんと位置付けられたのは良かったと思います。やり方については、まだこれから、どこの場で検討することになるのか。議会運営委員会の場で検討することになるのか、この場で検討することになるのかというのはあるん

ですが、まずは、きちんと研修が位置付けられたのは良かったと思っています。ありがとうございます。

○森戸座長 そういうご意見でございました。林議員としては、ここで良いということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

○片山議員 研修について、ここで規定するかどうかはちょっと別としても、ある程度意見交換するとか何かしておいた方がいいのではないかと思っているんですが、私はほかの、議会運営委員会で視察に行ったときとかも、議会運営委員会の委員長と副委員長がいつも大体、対応してくださって、前回の視察のときも、マニュアルというか、何かパワーポイントみたいな資料があって、それで説明されたと思うんですが、そういった資料を作るということと、やはり議会運営委員会の委員長、副委員長ということにある程度定めておいていいのではないかなと思ったりしているところで

ただ、その研修をこういうふうにするということまで、ここで今、話し合うかどうかをまずは決めていただいととは思っていますけれども、一応意見として、今は申し上げておきます。

○森戸座長 そしたら、ちょっと議論を分けたいと思うんですが、まず、第14条または第22条のどちらかにということ言えば、第22条の後に第23条として別立てで立てることが第2班の皆さんの結論でありますけど、こういう分け方でいいかどうかですね。今日、結論が出なくて、持ち帰りたいという方、会派があれば、持ち帰って検討をしていただくわけですが、持ち帰るに当たっての、会派に説明する上でいろいろ必要なことがあれば、ちょっとご意見を伺おうかなと思ってるんですが、もう持ち帰るまでもない、ここでいいということであれば、今日、確認をさせていただきたいんですが、いかがいたしましょうか。

○小林議員 この場に、別々のところに分かれて

座っているのです、この場の確認でもいいと思いますけど、一瞬確認の時間は、ここで確認を取るのであれば頂きたいというのと、あと、ここに入れるのであれば、ものすごく細かいことなんですけど、研修があって、運用があって、検証ですので、順番は逆なのかなというような気はいたしております。

○森戸座長 研修があって検証ということですね、順番は。分かりました。

では、ちょっと休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時24分開議

○森戸座長 再開いたします。

各会派、意見を言っていただく前に、事務局から若干、補足的に説明をしていただきます。

○飯田議会事務局次長 こちらの第2班でご検討いただいた条文でございますが、括弧のところ、タイトルで「初当選議員向けの研修」とございませけれども、条文の中に「初当選議員に対し」とかいう言葉が入っていないので、入れていただければと思っております。

あと、運用につきましては、お決めいただいて、最終的には、議会運営委員会での決定になるかと思うんですが、こちらのハンドブックの方に申合せ事項として記載していただく必要があるかと思っております。

○森戸座長 ということが入ると。そうすると、「詳細は別に定める」とか、文言上そういうことは必要ですか。（「そこまでは」と呼ぶ者あり）要らないですね。分かりました。

では、「初当選議員向けに対し」というのを条文の中に入れていただくということです。

○小林議員 そこを確認されるなら、今、ちょっと意見をここで言いますけれども、やはり議会基本条例のやり取りの中でも、ハンドブック等に定められている運用がなかなかうまくいっていない

なとか、いろいろ変わってきている部分もあるなどということを考えると、これは4年に1度でするので、どういうボリュームのことをやるかにもよりますけど、全議員が受けるというか、対応した方がいいのではないかと考えています。

○森戸座長 初当選だけでなく全議員が。

○小林議員 そういった意味では、それだけ言えば、そんなにボリュームのあることはできないと思っているんですね。実際は、文言上はこうだけど、こういう運用なんだよという話に結局なるのは、会派でやるなりしなければいけないとなると、全体でやるとなると、やはりある程度の絞られたことで。絞られたことであれば、全議員で確認をして、4年間でスタートするという方がいいのではないかと思います。

○森戸座長 では、その「初当選議員に対し」という文言はちょっと別にしますね。

まず、初当選議員か全議員かが、ちょっと今、争点になってまいりまして、2班の経過はどうなっていたんだっけ。（不規則発言あり）そうか。何か、ここで一致したような気がしたんですけどね。

○鈴木議員 多分この話は、小林議員が言っているところもそうなんですけど、研修と検証をどう捉えるかということで、研修というのは、初めて当選してきた方々に対し、カムバックしてきた人はどうするかということはまた別に置いておきますけど、初めて小金井市議会議員になった方に対して、議会基本条例のレクチャーは必要だということと、それと、研修と検証は恐らく別のものになるのではないかなという議論もこれまでしてきたのかなと思うので、それをどうここに落とし込んでいくかということなのかなと思って、ここが初当選議員ということになると、それは検証ではなくて研修ということなのかなという受け止め方で今いるんですが、違うのかな。

○森戸座長 合っている、そのとおりなんです。

いいんですが、だから、第7章は、名前を「本条例の研修・検証」にしようということにくくろうということなんですよね。それはまずいですか。いいですか。

初当選議員向けの研修ということで、それで、問題は、全議員が研修するか、初当選議員だけにするか。それか、復活した人と初当選議員になるか。以前、ちょっとそういう議論をしたと思ったんですが、結論的に初当選議員になったかなと、研修は、検証は全議員でやるということですよ。鈴木議員がおっしゃりたいのはそういうことですね。すいません。ごめんなさい。（不規則発言あり）まだ出していなかったでしたかね。どうだったかな。

○白井議員 研修に関しては、初当選議員を中心に、やはり話をしていたと思います、これまでの議論の経過としては、検証については全議員で、あくまで研修するということに対しては、初めて議会に入る人たちに対しての、これまでの経過、この条例自体の内容をやはりしっかり共有するという思いで、私自身も話をしてきたつもりです。

ただ、全議員ということは一つの意見でありますので、それはそれで、ここで議論すればいいと思います。あくまで経過としては、そういう経過でした。

もう一つは、復帰された議員は書きようがないので、初当選議員に対してね。だから、それも含めということで僕はいいと思っているんですけども、そこがややこしければ、きちんと記載するというだけでもいいんですけど。

○中山議員 もともと2班の中で、僕、研修なんて必要ないのではないかという意見を言っていたんです。それで、ただ、白井議員などが非常に積極的に働き掛けてくださりまして、もともと新人議員向けの研修というのはどういう目的で、どうあるべきかというご説明をいただいたんです。

私なんかは、先輩議員を見てもそうですし、私

もそうだったんですけど、1期目に自分で体得していったって、議会のことは習得といいますか、慣れていったということで、研修は必要ないのではないかということで申し上げたんですが、それにしても議会基本条例を、新人議員に当選して、1から理解するというのはちょっと難しいのではないかと。そこをきちんと理解、解釈するという意味で研修が必要なんだという目的からすると、私はこれ、新人議員の研修だけでいいのかなと。ある程度、多選の議員に関しては、この条例の存在や中身はある程度理解できていますから、そこまでする必要はないのではないかなと思ってまして、ちょっと、何でもやればいいという話にはならないと思うんです。限られた時間の中で、あれもやり、これもやりとね。

昨日も議会運営委員会の中で、議会改革の議論で、賛否両論あるので、私はここで、あえてそれを詳しくは申し上げませんが、行政視察なんかの話が出たときに、報告会をやるとかという議論はあったんですけど、これだけいろいろなことをやっていて時間がない中で、何でもやればいいのかという話にはならないなと僕は思ってまして、ちょっと話を戻しますと、この初当選議員向けの研修の目的、白井議員や第2班で議論した最終的な目的を考えれば、私は初当選議員だけでいいのではないかなと。

それから、一つ課題が出てくるんですね。例えば検証して、この議会基本条例の中身を一部変えた場合に、再選された議員の方が、タイミングによっては、そこの変更部分を知らないということも出てくるんですけど、これは、全ての条文を変えるわけではないので、キャッチアップできるのかなと思ってまして、そこまで再選というか、多選の議員に対する研修は必要ないのではないかと考えています。

○宮下議員 すいません、うちの方の意見のちょっと補足になるのかなと思うんですけど、どっち

かという初当選議員向けの研修という意味合いは残しておいて、そこに基本、全議員が参加するという意味合いではないかと思うんですよね。やはり全議員が参加すれば、説明する方の人も一定の緊張感を持つのかなと。余り勝手なことは言えないということも、（「抑止力」と呼ぶ者あり）抑止力ではない。そこで議論になるということは多分ないにせよ、本当にきちんとした話がそこでできるかなと。4年に1回ですから、24人がみんな、確認するという意味で、スポーツの前の準備運動みたいな、みんなでやろうよというふうな感触でもいいのではないのかなと私は思っているんです。

○百瀬議員 条文の中に、理念を議員間で共有するという文章があるので、私も今、宮下副座長がおっしゃったように、新人中心の研修ではあるんだけれども、やはりみんなで取り組むというような形の運用をするのがベストだと思うので、ここで「初当選議員向けの研修」という文言を取るか取らないか、ちょっと結論は、私、今すぐ出ないんですけども、そういう意味合いで作っていくというのがいいのかなと思うので、この括弧書きの部分は、ある意味なくてもいいのかなという気はしております。

○森戸座長 ありがとうございます。

○斎藤議員 私、中山議員の、要するに、全体の議員としての研修は要らないのではないかという、それは賛成なんです、正直言いまして。新人議員の方の研修は何か必要かということは、新人議員の皆さんの知らないところを知っていただくのもそうなんです、議会として、新人以外の方、議員が、新人の方が来て、ちょっと言い方は気を付けなければいけないんですけど、とんちんかなことを余りやられても困るので、小金井市の議員のルールはこうですよ、小金井市のルールはこうですよということはある程度分かっていたかという意味合いがあると思うんですよ。

新人の方も、通常毎回、5、6名の方が入ってきて、その雰囲気での研修だと質問もしやすいだろうと思うんですが、いきなり24人の、ベテラン議員も含めて行ったときに、恐らく新人議員の方は質問できないと思うんですよ。より効率的でないものを、新人議員の皆さんにちゃんと分かっていたかのために、新人議員だけでやっていただいた方が、結果的に、理念がしっかり伝わるんだろうと私は感じています。

○小林議員 私は、研修は質疑をやるところまではいかないのかなと思っていて、それは、答える内容が、いろいろな取り方があるということ。

あと、私が初当選になったとき、多分事務局の方から会議規則等のご説明があって、それなりに、分からないなりにどう理解しようかとやっていて、実際、議会が始まって一番驚いたのは、発言3回というところが、率直に言うと、議事進行というルールで、5回でも6回でも（不規則発言あり）いやいや、やられているわけです。納得のいくまで質疑が行われているというのが実態なんですね。ということをどこでたすのかということなんです。

それは、4年に1回同じテーブルにつくというのが一番分かりやすいことなのではないかなと思っていて、それは、まさに先ほど百瀬議員が言われた、細かい話はできない。ベテランの研修をやってもいいと思います。ただ、細かい話は、いずれにしてもできないんですよ。理念というかそういうところをやはり、1時間の研修でもいいと私は思っていて、それを共有すると。この質疑の中で、読み合わせなんて書いてあるだけでもいいのではないかということもありましたけど、それを同じテーブルでやるということが大事なのかなと考えております。

○中山議員 それで、すいません、議論が進んでいるんですけども、ちょっと自民党の会派としては、実はこれ、第2班の作業部会の中での議論

であって、議会基本条例策定代表者会議に戻された後の議論としては、会派の中で、また意見がまだ一致していないんですね。後で湯沢議員などは、もし意見があればご発言いただけるとは思うんですが。

まず、2班でも話題にはなったんですが、これをだれがやるかというのが一つ大きな問題で、やはり議長、議会運営委員会の委員長というのは、公平にやっていただけるとは思うんですが、やはりいろいろな政治信条だとか思想だとか、党利党略とか分かりませんが、そういうような偏った考えの方がやった場合に、それが新人議員の方にストレートに入ってしまうと、いろいろな弊害が出てくるという懸念もあるわけです。

ですから、政治的解釈が入らないように議会事務局がいいのかという話もあって、では、議会事務局が対応できるかどうかという話もあって、まず、これをだれがやるのかというところの議論が進んでいかないと、この条文自体、先ほど林議員は、これでいいとおっしゃったんですけど、我々としては、これが盛り込めるかどうかというところがありますので、ちょっと水を差すようなんですが、その議論もやっていかないといけないかなと思います。

○森戸座長 ということで、ちょっと議会事務局に、局長がいらっしやらないんですが、どうでしょうか。（「答えていいんだろうか」と呼ぶ者あり）それとも、協議会にしますか。

では、休憩します。

午後1時40分休憩

午後1時52分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、今、皆さんからいろいろなご意見を頂きまして、経過としては、全議員が研修を受けようということになっていたんですが、研修は要らないという会派もあり、また、やった方がいいと

いう会派もある中で、では、せめて初当選議員は受けてもらったらどうかという話になっていたかなというふうに、ちょっと私の認識があるんです。

しかし、だれが講師になるかによっていろいろ変わるだろうという話が自民党からも出されたので、そういう意味では、公明党がさっきおっしゃった、全議員が受ければ、どういう講義かと中身が分かるのではないのかというご意見もあって、そこにまた戻ってくるんだったら、それは、全体が一致できる可能性が出てきているのかなと思っています。

それで、鈴木議員、いかがでしょうか。

○鈴木議員 まず、これまでの経過はそうなんですよね。今の座長の振り返りをやはりもう一度思い起こさなければいけないなと思っています。ただ、だれがレクチャーするかということについては、やはり他市の議会の視察に行ってみてもそうですけど、議長や議会運営委員会の委員長が説明してくださるところを考えてみても、これは、議会自身が議会改革の取組として行ってきたものですから、それを当然発信していくのは、議会自身がやるべきなのかなという原則でいいのかなと思っています。

それで、議長もそうですし、議会運営委員会の委員長も、言ってみれば公職なんですよ。政治的信条は別として、それぞれの役目に基づいてお仕事をされているというところを私は重視していきたいと思っています。それぞれの責任において、そういう公職の役目を果たしていくべきだろうと思いますし、そういう意味では、そういう方が、対象がどうでということ、私は、研修については初当選議員に絞ってもいいのではないかなという考えを持っています。そういう意味では、それぞれの立場に基づいて、初当選議員に対する説明を行っていただくという方向でいいのではないかなという考えを持っているということでもあります。

○森戸座長 初当選議員でいいと。

○鈴木議員 すいません、補足なんですけど、私は研修と検証ということは別に考えてまして、検証ということは、こういう形の枠組みになるのかもしれないけど、現在の議会基本条例策定代表者会議のような形で、全会派が参加する形で再検証していくということは、研修と別に検証作業は必要のかなという思いを持っているということです。

○森戸座長 まだ一言も話していない人。議員の皆様、いかがでしょうか。

○斎藤議員 今回の議論を経て、私も、全議員でやりたいという方もいらっしゃるけど、それには反対しません。そういう方向になれば、私はそちらで賛成します。

○鈴木議員 そうです。私もこだわりは持っていません。どういう形でということであれば、大勢に従うというか、一致できる方向で、一致点を探っていくということについて全然反対しませんし、それは構いません。

○森戸座長 ありがとうございます。

○水上議員 うちはもちろん、全議員で改選直後に研修すべきということだったので、全員でやるということであれば、別に全員でいいのではないかなと。中身をどうするかというのはあると思いますけど。

○白井議員 僕ももともと全議員でということを書いていたはずなので、それで一致できるんでしたら、是非それでお願いします。

○五十嵐議員 私は、本当は、研修は新人議員でやっていただきたいなという思いを持っておりました。ただ、いろいろ議論があった中で、よくよく知っていることをまた勉強するというのもつらいものがあるなという気がしてまして、研修ということになるとね。だから、「定期的検証」も含めて一緒にやるということであれば、参加する意味があるかなと思う。つまり、新人の方にとっては研修かもしれないんですけど、知っている人に

とっては、その機会を捉えて検証していくということで場所を共有するというか、そういうようなことであれば、充実した時間になるかなという思いをちょっと持っております。今、聞いたところの感想という意味では、そんなところをちょっと考えております。

○小林議員 五十嵐議員からそのようなご発言があったんですけど、知っているのと、できているのと、いろいろな状況があって、やはりそれを24人の、また議会に出席する部局の皆さんの充実のために、24人が確認をする場というのは必要のかなとは思っています。

○森戸座長 分かりました。

○白井議員 初当選議員に対する研修というのが第一義なんですけれども、あとは希望者という形でやられたらどうですか。

○森戸座長 希望者。そうですか。分かりました。そういう提案だと。

ただ、五十嵐議員のご意見もあったんですけど、私たち期数の経た議員というのは、知っているようで案外忘れていたとか、自分を振り返ってみて、ああ、こういうところが、議会、もうちょっとこうしなければいけないという振り返りの場として、全議員が研修を受けるということも必要のかなとちょっと思いますけどね。希望するところでどうだと白井議員から、一致できる部分を提案していただいたかなと思うんですけど、ちょっと全体がまとまる上では、全議員が出て、正副議長か、議会運営委員会の委員長か、この説明をやりたくないから議長にならないという人が出ないようにしなければいけないと思うんですけど、全体で受ける方向も含めて検討していただけないかなと。それがベストです。

だめなら希望する議員なんですけど、そうなる、一貫して出ないという人も出そうなので、（不規則発言あり）特別講義を。いかがでしょうかね、百瀬議員とか。

○百瀬議員 1点、ちょっと条文なんですけど、先ほど来の議論を聞いていまして、「議員間で共有する」ということではなくて、「全議員間で共有する」という文言にした方がよりいいのではないかなと思います。

○森戸座長 そうですね、全議員間で共有するということですね。文言はもうちょっと精査する必要がありますね、先ほど百瀬議員がおっしゃったように。

どうでしょうかね。全議員でやってみて、先の話だし、みんな、また議員になるかどうか分からないし。そうですね。みんな、そういうリスクを負って4年間やるわけで、4年後どうなるかは分からないわけですから。

○板倉議員 だから、まず、私は作業部会2班にいたんですけれども、例えば、第23条の後の括弧書きの「初当選議員」という言葉の「初当選」というのを取るとする。「全」と入れると、条例に書いてしまうわけでしょう。全議員が義務化されるわけですね。「議員間」としておけば、後は運用で任せられるという状況になるではない。だから、全議員が義務化にならないような文章にしないと、ちょっと難しいかな。もし試しでやるとしても、条例を作るわけだから。条例を作る前に試しでやるならいいけれども、条例を作った後にやるわけですから、そうすると「全」という言葉にはならないだろうかと、試しでやるということであれば。

○森戸座長 いかがですか。試しとかどうかではなくて、全議員が参加をしてやるということだと思っただけです。そういう条文にすると。

それで持ち帰っていただくということになるかと思うんですが、どうでしょうか。

○中山議員 ちょっと持ち帰ってみたいと分かりませんが、自民党の会派としては、その全議員というところでまとまるかどうかはちょっと分かりませんので、先ほど言われた板倉議員の案なども

含めながら、ちょっと議論してみたいと思います。

○森戸座長 全議員とするか、議員間で共有するとするか。その辺り、どうでしょうか、持ち帰り方として。

○斎藤議員 中山議員が先ほどは、議員が講師役になると、偏った情報が新人議員に行く可能性があるんで、難色を示されていたわけですよ。それを全議員で、結果的にチェック機能が働くということであれば、そちらの方が歓迎されるのかなと思ったので、今、ちょっと「あれ」と思ったんですけれども。

○中山議員 ですから、党内でも、会派の中でも意見が割れているんですね。だから、難しいんですよ。だから、初当選にしてもしなくても、議員に対する研修というのはやはり必要なわけですよ。皆さん、そう思われているんですよ。できれば、全員で参加してやった方がいいと思われているわけですよ。だから、それでまとまる方向で、やはり調整しないといけないかなと思っただけで、それを全議員とやると、反対というふうになってしまうと不一致になってしまうので。

(不規則発言あり) そうです。だから、そこで板倉議員の案も含めて、会派に持ち帰れば、一つ、全議員でいいよとまとめれば、それでいいと思うんですが。

○森戸座長 全議員。議員間で共有するということ。議員間で共有するため、研修を開く。具体的には。

○中山議員 すいません、こういう方向に議論が展開するとは思っていなかったんですね。想定していなかったんです。だから、確かにこれ、例えば議長と議会運営委員会の委員長がやるということになれば、全議員が出席して、みんなで同じものを共有するのが一番安全なわけですね。

○森戸座長 そういうことです、中山流に言うと。

○中山議員 だから、そういう方向になると思っただけで。

○森戸座長 そうか。だから、基本的には、議員が講師で行うとしたら、全議員が参加してやった方が、中山議員がおっしゃる不安や心配はなくなるかなと思うんですよね。これがまた希望者みたいになると、ある意味、希望者で良ければそうなんですけど、やはりどっちかですよね。

いかがですか、皆さん。全議員が研修に出席する、参加するという事で持ち帰っていただくということでもよろしいでしょうか。それで、講師は議員が行うと。正副議長もしくは議会運営委員会の委員長ということで、援助に事務局に入っただけという形ですよね。それで全会派、持ち帰っていただくということでもいかがでしょうか。

○小林議員 プラス、先ほど百瀬議員が提案されたように、第23条の文言として、「議員間」の前に「全」を付けるかどうかというのは、また一応別の賛否として持ち帰ればいいのかと思っているんですけど、全員参加ということと、ここに「全」を付けるというのは確認をいただければいい。

○森戸座長 条文として、「この条例の理念を全議員間で」というのは、だから、全員が出るかどうかによって……。でも、基本は、全議員間で共有するわけですよね。だから、「全」は入れてもいいのではないですか。それも持ち帰るとのこと。

○中山議員 私の理解では、例えば、この条文例の中では、この理念を議員間で共有するために研修を行うわけですよね。ですから、研修を行わなければいけないんですけど、それに参加するかしないかは別に明記されていないわけですから。そうでしょう、研修をやればいいのかもそのね。それに全議員が参加するかしないかまでは明記されていないので、非常に柔軟な運用はできるのかなと思いますけどね。

○森戸座長 それはいいですよ。それは、全ての議員が参加するとなれば、そういうことになると思うんです。ただ、この条文が、「研修を行わな

ければならない」、だれが行わなければならないのかがちょっと今、はっきりしていないなど。

「議会は、この条例に関する研修を行うものとする」なんですかね。当たり前のこととして、義務規定ではなくて。ちょっとその辺りの条文は、もう少し考える必要があるかなと。だから、「議会は」とすれば、全ての議員がというふうになるんですかね。どうでしょう、次長。

○飯田議会事務局次長 この書き方ですと、例えば講師の先生を呼んでというのも別に入ってくるのかなと思うんですよね。だから、「議会は」というと、必ずしも講師が議員だというふうには読めない。議会は、そういう研修会を開催して、研修をやるんだ、皆さんで受けていただくんだということなので、研修の講師は、議員がやるかもしれないし、どこか先生を呼んでくるかもしれないというところは、はっきりは書かれていないのかなと思います。

○森戸座長 そうか。そこが分かるようにしなければいけないと、もし……。

○飯田議会事務局次長 それにつきましては、例えば申合せ事項のところ、もう少し詳しく定めるとかいうことでもよろしいのかな。逐条の方にも解説してということもよろしいかと思えます。

○森戸座長 「詳細は別に定めるものとする」は要らないと。

○飯田議会事務局次長 そういった「詳細は別に定めるものとする」というのを付ければ、必ずそういうものを作らなければいけないということになります。ですので、そういうものを作ってはっきりさせるんだということであれば、そういった規定を設けておくというのでよろしいかと思えますが、もしかして、はっきりなのは決められないのかなというところがあるんだとしたら、あえてそういった条文を作らないということもありますけれども、はっきりそういうことで定めるということであれば、そういった規定を設けておくという

ことによろしいのかなと思います。

○森戸座長 そういうことなので、どういう結果になるかによって、もうちょっと条文は精査をするということではいかがでしょうか。

○宮下議員 ちょっと念のためということで、全議員なのか、議員なのかというところで、余り条文上、区別を付けてしまうと、この条例自体は議会基本条例なので、「議員は」とやったら全議員なわけで、ですから、ちょっとそこだけ、余りそこはこだわるところではないと思っていて、そうしないと、「全」と付いていないところは、俺はオーケーなんだという、そういう例外ありというふうになってしまうのも、議会基本条例の性格から言うと良くないなと思って。だから、議会基本条例の中で「議員は」という表現になった場合は、基本的には全議員なんだということだと思います。

○森戸座長 ということなんですが、だれが講師になるかという辺りは、詳細のところでは決めます。だから、議会としては、全議員が参加するか入れないで、もう議員で共有するというかということですか、宮下議員は。どちらがいいかですよね。全てということで条文に規定しておいた方がいいか。拘束をする上では、「全ての議員が」としておかないと、議員の解釈がきちんとしていない限り、拘束力はないんですよ。ということもありますよね。どうでしょうか、専門家の湯沢議員。

○湯沢議員 共有するためということなので、全議員にしたところで、研修への出席を義務付けることにはならないのではないかなと思うんですけども、どんな研修だって、一応義務ではないですよ。私は、副座長がおっしゃったとおり、「議員間で」と書くのが自然かなと思います。

○森戸座長 では、その辺り、どうですかね。

○五十嵐議員 第10何条かしら、前の方に出てくる議会研修会もありますね。特にここで「全」と

かと強調しているわけではないんですけど、一応対象は全議員に実質なっているわけですから、余り条文の中に「全」とかと強調しなくてもいいのではないかと思います。

○森戸座長 分かりました。

○百瀬議員 先ほど言ったのは、「全」が付いていないといろいろな解釈があるという懸念があったので、「全」を付けたらいいのではないかとこの発言をさせていただきました。この場で、一応全議員でというような認識ができていますので、特に条文で「全」を付けるということにこだわることではありませんので、大勢に従いたいと思います。

○森戸座長 逐条か何かで書くということですかね。

○片山議員 逐条に今、何を盛り込もうということで話が出たんでしょう。全議員のところでしょうか。

○森戸座長 全ての議員が参加をすると。それが一致すればなんですが、希望する議員とはまたちょっと違うので。

○五十嵐議員 要するに、対象となるのは全議員だという意味なんですね。それはほかの議会研修会も同じですから、同じくくり方、同じ説明の仕方ではないのでしょうか。

○森戸座長 ただ、どこにも議会研修会を義務化はしていないんですよ。欠席することはあるんですよ。病気だとか。病気はしようがないけど、病気ではなくても、何々があるのでということもあり得るので、原則やはり全議員だということはどこかでうたっておかないと。（「何かすごいこだわっているんだけど」と呼ぶ者あり）こだわっている。（「ずる抜け、だめよ」と呼ぶ者あり）そう。（不規則発言あり）なるほど。

では、その逐条解説は1班にお任せいたしますので、（「一致したら」と呼ぶ者あり）一致したら、よろしく願いいたします。

○飯田議会事務局次長 そうしましたら、運用についてはお持ち帰りになっておりますが、こちらで一致をしたらば申合せ事項に定めるということでしたら、議会運営委員会の方に送って確認という形が、最終的には必要になってくるということだと思います。

○森戸座長 分かりました。これは議会運営委員会の承認が必要であると。

それから、条文については、一致した場合に、1班の方でちょっと整理をしていただいでよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

では、議員研修はよろしいですか。

次に、裏面の第22条の検証の問題ですね。この結論は、「必要に応じた検証」と「定期的検証」を、1と2のように一致をさせて条文を策定してはどうかということでありますので、これは逐条解説で述べるということになるかなと思うんですが、案1か案2かということになるんですが。

○飯田議会事務局次長 2班の結果報告を見させていただきますと、まずは認識を一致させてから、どちらかにするかを議論したらいいのではないかなというようにこの結果報告ではなかったかなと思っております。

○森戸座長 分かりました。これ、両方をやれということではないんですね。すいません。

いかがでしょうか。「必要に応じた検証」というのは、具体的な事象が発生した場合に、議会運営委員会に提案して見直しをすると。「定期的検証」は、期間と時期とやり方を決めて、ワークシート方式で行うと。

先日の議論の中では、「必要に応じた検証」ということの方がいいのではないかというご意見が多く、「定期的検証」というのはなかなか、「○」「×」式で行うのは難しいのではないかなという議論があったかなと思っております。そういう意味で、「必要に応じた検証」というのと「定期的検証」というのはこういうことだよということ

を前提にして、条文を作成してみてもどうかということなんですね。

「必要に応じた検証」でいいのではないかという会派の方々の中からも、毎年はできないけど、4年に1回とか定期的に検証することはあるのではないかというご意見もあったのかなと思っております。その辺りで一致できるというところはどこになるかなと思っております。

○片山議員 これ、結局、第22条の条文の案は、ここにないんですね。ということなんですか。「必要に応じた検証」と「定期的検証」を上記のように認識を一致させて、条文を策定してはどうかという問い掛けで2班は終わっているということでしょうか。すいません、確認です。

○森戸座長 問い掛けで終わっているということは、一致しなかったということですか。

○斎藤議員 先ほど次長が説明したように、まず2班に求められたのは、その認識を一致すること。それによって、どういう条文を作るかと。その条文を作るまでは受けていないと思っております。

ちなみに、ですから、今、第22条の案1、案2があつて、そのどちらかを選ぶにしても、「定期的検証」とか「必要に応じて」というものが明確になっていなかった状態で議論されていたので、一応「必要に応じた検証」と「定期的検証」という定義を2班なりに作ってみたということになります。

○森戸座長 どうも失礼いたしました。

ちょっと単純に伺いますが、「必要に応じて」でいいという会派、議員の皆さんは。ありがとうございます。「定期的」というのは。（「両方」と呼ぶ者あり）両方というのは、4年に1回とか1年に1回……。

○白井議員 前も述べましたけれども、4年に1回は最低、どこかでレビューすること、一通り検証することですよね。併せて、必要に応じて、これはちょっと運用しておかしい

よねというのが都度出てくると思いますので、それはその都度、当然やると。そういう運用でいいと思っています。

○齋藤議員 私も両方やるべき、2班の作業をしている間に考えたのは、「必要に応じた検証」は議会運営委員会でいつでもできるということと、「定期的検証」に関しては、多分前回少し懐疑的な言い方をしていたと思うんですけども、フォーマットを作って、今やっている状況がどうなのか、これからどうするとか、評価とかはまた別として、どういう状況になっているかというチェック項目、それによって議会運営委員会の中で議論していくということは、年に1回ではないな、任期に1回、もしくは2年に1回ぐらい。その作業自体は、そんなに時間がかかると私は思っていないので、そういうチェックシートですね。

その前に、私は「定期的検証」というのは、条文の見直しを全部やるということになれば、1年間ぐらいかけてやらなければ、これと同じことをやらなければならないと思っていたんですけども、現状と、条文と実際、議会がやっていることが合っているのか合っていないのかというチェックであれば、それほど時間がかからない作業でできると思っていますので、両方という形に考え方が変わってきました。

○森戸座長 ありがとうございます。

○小林議員 一応確認のために申し上げておきますけれども、今までの私の発言の中では、「必要に応じた検証」プラス、今、齋藤議員が後段で言われたようなものというのは、時期は定めずに、やるべきときにはやる必要が出てくるだろうというような発言はしてきましたので、一応確認をしておきたいと思います。

○森戸座長 分かりました。

多数は「必要に応じて」。そうなりますと、「定期的」というのは片山議員と林議員、百瀬議員も……。ちょっとマイクで言っていたいてい

いですか。

○百瀬議員 私は「必要に応じた検証」という言い方がいいとは言いましたが、基本的には、その中には「定期的な検証」も含まれるという意味で、「必要に応じて」という発言をさせていただいております。

○齋藤議員 そうすると、百瀬議員、すいません、2班でやったのは、「必要に応じた検証」というものはこういうものですよ、「定期的検証」はこういうものですよという認識で議論しましょうということになっているので、そうすると、百瀬議員の場合は、この場合、1と2両方という言い方になるはずなので、それでよろしいでしょうか。

○百瀬議員 そうですね。私の場合は両方で結構です。

○森戸座長 「定期的検証」というのは、条文が現状に即しているかどうか確認する作業だと。

○白井議員 2班でもいろいろ議論はしたんですけども、結局、「必要に応じた検証」、それはそれで必要というのは何回も言っていることなんですけれども、それは、何かが露見されるわけなんですよね。どう考えても、日々、議会活動をしている中でおかしいと思うことがあって、それがやはりおかしいので変えよう、見直そうという話があるのは、何かがやはり露見されるわけなんですよ。

ただ、そういう露見されないことも含めて、4年に1度ぐらいは、例えば、では、条文に書いてあることが、今、運用として現状どうなっているかというのを見直してみることで、こういうことって全然制度を活用していなかったよねという振り返りがあってもいいと思うんですよね。

だから、「必要に応じて」というのは、露見された、要するに、目の前で起きている問題に対して、では、それを改善するという、その場、その場の処置、対応だと思うんですけども、そうではなくて、やはりこの条例を作った中で、一応い

ろいろな活用すべき制度を、思いも含めて盛り込んでいるはずなので、それが活用されていないのがすごい問題だというつもりではないんですけれども、振り返ってみて、ああいうときに、こういうのって使えたかもねみたいなことをレビューすることもできると思うんですよね。

なので、問題が起こらなければ、全く眠ってしまうような制度なんかもあるかもしれないので、十分活用できているかということを含めて、そういう意味で検証してみる。そういう期間というのが4年に1度ぐらいは最低必要ではないかと思っ
て、定点観測をやってはどうかという提案をさせていただいているつもりです。

○森戸座長 それで、この文章が、「条文が現状に即しているかどうか」と書いてあるんですが、現状が条文に即しているかどうか。というか、議会基本条例が大原則にあるわけで、ここに現状が即しているかどうかを確認することなのか。な。な。な。（「すごく大事なところだと思うんですけど」と呼ぶ者あり）そうですね。ここはね。だから、逆にさせていただいて、現状を条文から見て確認をしていくということですよ。

それで、「定期的に」という会派が何会派か、ちょっと増えてはきているんですが。

○水上議員 一応「必要に応じて」ということで主張してきていますけれども、要するに、検証の目的や実態がどういうことなのかということで、「定期的な検証」というのは形式的なことにならないかということで、僕ら、「必要に応じた検証」で日々、活かしていくという形にしたかどうかということなんです。ただ、前回のときも、任期中1回ぐらいは、各会派、意見を出して、実際、この議会基本条例がどうだったのかという振り返りは必要ではないかという話があったので、何か「定期的な検証」は良くないかということ
を言っているつもりは全くないんです。

ただ、余り形式的な形でやると、「○」「×」

みたいな形で、それだけだと、意味がどれだけあるのかなという感じがするので、やはり任期が終わるときに、次の任期の人たちに、やってみて、議会基本条例がどうだったかということの振り返りは必要だと思うのと、あと、市民との関係で、議会基本条例を見ている人も結構いますよね。

だから、議会基本条例を作って、では、どうだったのかということの説明する責任も僕らはあるかなと思うので、そういう中身としての、必要に応じて、僕らが実際に条例を活かしていくということと併せて、次に引き継ぐことや、市民に説明するということも含めて、任期中に1回ぐらい、そういうふうな振り返りをするということはあるいいのではないかなと思うんですけど、そういうことまで何かだめだというつもりは全くないので、その中身について、そういうことであればいいのではないかなと。

○中山議員 自民党は「必要に応じた検証」ということで主張しています。それで、やり方としては、議会運営委員会の議会改革に、こういうふうにしたらどうかとか、現状こうなっているから、こういうふうに戻すとか、あと、条文がこうなっているから、こういうふうな運用をしていくという議論をやって、全会一致で変えていくというやり方を主張していますけれども、仮に「定期的検証」が必要だということになると、それを行うタイミングですね。時期をどうするかという話があると思うんです。

それで、我々、やはり市民に対する議会ということで真剣に取り組んでいかなければいけないのは当然なので、選挙前の2月ぐらいに、形式的にばたばたとやるというようなことにならないようにしなければいけないとか、それからあと、引き継ぎの話とかもありましたけれども、では、実際に、その検証を行って、何か直していかないといけないときに、どうしていくか。例えば、改選が近いということで、前の議会基本条例の議論の中

にも、もうそろそろ選挙で改選だから、新しいメンバーに委ねたらいいのではないかという議会のご意見もあって、新しく改選してきたメンバーでやるのか。

であれば、例えば、ちょっと混同しないでいただきたいんですが、先ほどの新人議員研修のときの議論のように、当選直後に、新しい改選メンバーで検証を行うとかそういう方法も一つあるのかなと考えていましたけれども、こちら辺の皆さんのご意見をちょっと聞けたらいいかなと思っています。

○斎藤議員 私のイメージでは、「必要に応じて」というのは当然、その都度、感じたことをやればいいんですけど、「定期的検証」の場合は、新しく当選されてきた人もいますので、2年間、2サイクルぐらいはそのままやっただいて、3年目に、その検証作業をするという形で、4年目に入ると皆さん、忙しくなるので、3年目辺りがちょうどいいのかなという、ちょっと私はイメージをしています。

○白井議員 これは、僕も前、述べたんですけども、同じです。2年経過して、やってみて、その2年間に実行したことが条例に合っているか、条例と照らし合わせて、一通りちょっとレビューしてみて、だから、本当に4年目となるといういろいろと忙しくなるので、4年目を迎えるまでにはレビューした上で、何か結論を出すか出さないかというのも第2班でも議論がありましたけれども、結論を出すことが前提ではなくて、まず現状、一通りどうなっているかということを検証した結果は、3年目中に全部やってしまうということは何となくイメージしています。

○中山議員 例えば、新規にこういう条文を付け足そうとかそういうような議論というのは、またこの議会基本条例策定代表者会議みたいな、こういう会議を設置する必要はないと思いますけど、1項目ぐらいでしたら、多分議会改革で延々と、

1年以上かけて議論していかないと実現できないと思うんですね。それは「必要に応じた検証」だと思うんですけど、「定期的検証」でそういうような皆さんのイメージがあれば、どうしても「定期的な検証」が必要だということであれば、我々、いつも大分譲歩していますが、歩み寄って、持ち帰ってというような話もしてみたいと思いますが、いつも譲歩ばかりなんですよね。だから、そこら辺はうまくまとまるように、やはりお互いに歩み寄らないといけないのかなとは考えています。

○小林議員 今、中山議員が言われたのが、まさに「定期的検証」の意図かなと思っていて、譲歩して、今日の産物ではないですけども、譲歩してできた条文ですので、そこがどう担保されているのかというのをどこかで確認しなければいけなくて、それは、多分「必要に応じた」議会運営委員会での検証の中では、なかなか検証しにくいと思うんですね。なので、それぞれがそれぞれの思惑の中で、この「定期的検証」を活用することができるのかなという私の考えもありますということとは申し上げたいと思います。

○中山議員 先ほどの確認では、「必要に応じた検証」の方が結構多かったと思うんですが、この議論の後で、何か「定期的検証」の方が、両方必要という方も多いと思うんですが、どんな状況に変わったのか、ちょっと確認をしていただければ。

○森戸座長 ちょっとまだご意見を頂いていないところがあることはあるんですが、多分「定期的」におっしゃっている方は、前回、「必要に応じて」を否定してはいらっしゃらないと思うんですよね。だから、そういう意味では、全体的には、「定期的」も「必要に応じて」も両方やってみてはどうかということかなと思っています。

ただ、やり方の問題として、「定期的」をいつ行うのか。2年間やって、3年目の検証という具体的な提案が、白井議員や斎藤議員からあったわけですけども、そういうふうにするのかどう

か。それから、チェックシートについては、「○」「×」式という所沢方式もありますし、そうでない方式もというご意見も共産党からあったわけで、その辺りがちょっと焦点になってくるのかなと。

ただ、まだちょっと鈴木議員のご意見を頂いていないかなと思うので、今、私がまとめたような方向の段階になってきているかなと思っているんですが、どうでしょうか。

○鈴木議員 皆さんの意見を伺っていて、議論が深まるとこういう形になってくるのかなという思いで聞いていました。

「必要に応じて」とはいつでも、4年間何もしないということにはならないのかなという考えを持っているという点では、そういった意味では、今、斎藤議員と白井議員から、一定3年目ということでめどが示されていますけど、そういう形に最終的にはなっていくのかなという思いです。

なので、今、座長のお話にあった「定期的」ということ、そして、それには「必要に応じて」ということも含まれる。両者、それがともに含まれるという状況で考えていけるんだったら、それでいいのではないかなという思いです。

ただ、チェックシートの議論とか、これはまた時間がかかる議論なのかなとは思いますが、**「定期的」か「必要に応じて」ということ**であれば、今、申し上げたような考えです。

○森戸座長 五十嵐議員、いかがですか。

○五十嵐議員 これ、「定期的な検証」というのは議会運営委員会でやるのでしょうかね。

○森戸座長 でしょうね。

○五十嵐議員 イメージとしては、「必要に応じて」でいいかなと。それから、「定期的な検証」が4年に一遍というのもちょっと短いかなという感じもして、5年とか10年とか、そのスパンでの検証というのはあってもいいかなと思うんですけど、毎回、任期に1回「定期的検証」が必要かな

という疑問はちょっと持っている、現状はそんなところですよ。

○森戸座長 こういうこじんまりとした議会ですから、4年に1回必ずやっていくことになるかどうかということですよ。何かそれが目的になってしまっているといけないなど。

○斎藤議員 検証した結果、十分機能を果たして、何もしないということもあるわけですよ。条文のとおり、十分議会が発揮しているということで、この4年間は何もいじらないという結果。そのことの方が私は多いのではないかなと思っています。

○森戸座長 例えば、議会改革などで一致しなかった問題が、検証の中で出てくるということもあることはありますよね。

○鈴木議員 いろいろなことが考えられるなと思っています、今、座長がおっしゃったように、「定期的」に余り縛られ過ぎるのも良くないなという思いでは、五十嵐議員のおっしゃったとおり、4年にとられなくてもいいのではないかなという思いが一つあるんですが、新たな取組として議会報告会なり、これまで行われなかった取組が始まると、必要に迫られて、見直しを迫られると言っているかどうか分かりませんが、そういう機会はずら訪れるのかなと思っています、そういった意味でも「必要に応じて」ということで、もっと早いスパンで見直しを迫られる可能性もなきにしもあらずだということで、現実的な運用の中で考えていけたら。特に束縛をせずに、そういう意味で「必要に応じて」という言葉で、もし一致してとらえられるのであれば、それでもいいのかなと思いますし、どうなんでしょう。

○白井議員 なので、「必要に応じて」というのは僕も当然否定していないので、何かそういう大きな改正、改定が必要だということがその場で起きて、そういう話になるんだしたら、当然それはやるべきなんですよ。そういうのは全然否定しな

いですし、そういうのが当然ある中で、それとは別に、定期的にやりましょうという話なんですね。

本心からすると、僕の感覚で言うと、1年に1回ぐらいやってもいいかなと思っているぐらいなんですけれども、そういうのはさすがにちょっと一致しないと思いますので、せめて、なぜ4年かという、やはり任期の中で1度ぐらいそれをレビューするというのは、さっきも研修のところで言いましたけれども、改めて自分の中でも、一人ひとりが一通り見てみるということは、自分の頭の中を整理することとかもやはり必要なことだと思うんですよね。条文を毎日、朗読している人間なんて多分ないと思いますし、忘れてることとか、そういえば、いろいろな話をして、こういう条文であったよねということに気付く人だっていると思うんですよね。そういうこと、気付くきっかけになるということが4年に1回ぐらいはあってもいいのかなということも含めて、そういうスパンでやってはどうかということを述べております。

○森戸座長 検証の期間というのはどのぐらいかかるんですかね。半年ぐらいかけてやるんですか。1年かけてやるの。

○中山議員 白井議員や斎藤議員のお話を伺うと、僕のイメージでは、何かチェックシートがあって、それに適合しているかどうかを各会派でチェックするんですよね。だから、そんな半年とかそういうレベルではなくて、数回の議会運営委員会のレベルだと思っていますけど。

○斎藤議員 チェックシートによる評価というかチェックについては、各会派が自らチェックして、合わせて、もし一致すれば、もうそれで終わりだと思います。

ただ、その結果、こういうふうに変えなければいけない、ああいうふうに変えなければいけないということになると、例えば条文を変えとか、逆に、議会の動きをこういうふうにしていかな

てはいけなくなると、そっちには時間がかかるかと思うんですけど、チェック自体にはそれほど時間はかからないと思います。

ですから、先ほどすいません、ちょっと私、言葉足らずで、「定期的検証」をして、チェックをして、4年に1回でもチェックをした結果、その結果、条文をさわる必要もないし、議会も十分機能しているから、議会の動きも変える必要はないという検証結果が出るということも十分あるのではないかなと思っています。

○中山議員 そういうことであれば、多分全条文、例えば第1条からずっと始まって、最後まで項目が並んでいて、基本的に、皆さんの各会派から出てくるチェックシートは全て「○」になっている。「×」になっているところがあれば議論するということですよ。というふうに理解しています。

○五十嵐議員 先ほどの研修とちょっと関連するんですけど、全員がそこで条文を見直すことになりますよね。新人の方はそこで勉強するということになるわけですけど、4年間、その前にやってきた方も、そこで1回見直すことになりますよね。その作業がそこであるわけだから、そのときに、チェックシートがいいのか、あるいは、自分が気が付いたことをまとめておいた方がいいのかというところの、その部分に活かせるかなとちょっと思ったんです。だから、その段階で、一応全員が見て、ここは話し合った方がいいのではないかとかそういう部分があれば、それこそ「必要に応じて」という条文で抽出できるかなと思って、改めて、その「定期的な」というのはそんなに、また2年たってやるとかということがなくてもいいのかなというイメージを持っております。

○白井議員 なので、「定期的な検証」というのは、いわゆる、よくPDCAと言われますけれども、そのCに当たる部分なんです。チェックの部分なんです。だから、それは、さっき言っ

たみたいに、何回かぐらいのイメージで、その検証自体は終わると捉えています。だから、その中で何かあるんでしたら、次はアクションの話ですので、それはもう個別の話で、どちらかというところ、今、五十嵐議員がおっしゃったように、「必要に応じて」変えるべきところを更に議論するというような話だと思っているので、あくまで検証自体はチェックの機能だということでは捉えていただければ分かりやすいかと思います。

○中山議員 結構時間も進んできているので、別にまとめに入るつもりは全くないんですが、一つ、「必要に応じた検証」ということで我々、主張していたんですが、皆さん方のご意見を聞いて、「定期的検証」も非常に必要だ、やらなければいけないということですから、例えば、仮に我々が更に歩み寄ったとして、「必要に応じた検証」というのは当然必要だと思うんです。都度、都度に変えていかないといけないから、議会改革なりどこかで議論をして、全会派が一致すれば、そうしましょうということでもいいと思うんです。

これはなくすという意味ではないんですが、例えば「定期的検証」を盛り込まなければいけないということであれば、我々もそれを理解した上で、条文の方には、これ、最初は1にしますか、2にしますかという議論だったと思いますから、例えば条文の方には「定期的検証」、それは、具体的にどういう形で、いつごろの時期でというのはまだ固まっていませんが、「定期的検証」の方に条文をして、するというのは「必要に応じた検証」をなくすという意味ではなくて、条文はそっちの方にして、必ず定期的にレビューしようとしておいて、皆さんが一致できるのであれば、それを会派に持ち帰って、調整してくるという形にはできると思うんです。もちろん、「必要に応じた検証」を担保した上でですけど、それでまとまるんでしたら、具体的にいつやるかとか、どういう方法でというのはまた後の議論になりますけど、

一応会派で持ち帰ってきてみたいと思いますが、いかがですかね。

○森戸座長 歩み寄っていただきまして、ありがとうございます。「定期的に」という、回数とかいつやるか、内容はどうするか、これは別にしても、両方を行うということが前提の検証を行うということでは、持ち帰って検討していただければいいことですね。

○中山議員 時期的なものとしては、選挙の時期とかそういうのを避けるような形で、多分全会派一致できると思うんです。当選直後に、研修と同時にやるか、3年目にやるかというのは別としても、どこかで折り合いはつくと思うんです。

それからあと、今のチェックシート方式でもしやるとすれば、非常に効率的に、時間もかけずにできるということであれば、「定期的検証」というのは持ち帰って、自民党会派の中でも議論ができる材料がそろったかなとは考えているんですが、いかがですかね、皆さんのご意見を頂ければ。

○森戸座長 「○」「×」方式ということですよ。さっき、ちょっと「○」「×」でやっていくという話があったんだけど、例えば参考人招致とか公聴会とか、やらなかったら「×」が付くわけですよ。では、それは評価としてまずいいという評価になるのか、たまたま2年間やる議案がなかったのかということも含めてあるので、チェックシートの在り方は……。

○中山議員 それは、私も同じことは考えたんですけど、必要がないのに参考人招致とかをやる必要はないではないですか。ですから、4年間、1期4年の間に開かれなければ、別にチェックシートは「○」のままでいいと思うんですよ。そういうふうな認識でいるんですが、いかがですか。

○斎藤議員 その場合、例えば評価が分かれると思うんですよ。ある会派は、このときにやりたいと言って、ほかの反対があつてできなかったと。ですから、やっていなくて、それはどういう評価

をするのか。1がやっている、2がやっていない、「○」「×」ではなくて、2がやっていないという中でも、同じやっていないの中でも、やるべきだったのにやらなかった。もしくは、もちろん、やる必要がないからやらなかったという評価、そこが分かれることはあると思うんですよ。それは、議会運営委員会の中で、そのものを議論するということはないでしょうけれども、次に何かそういう懸案があったときに、前回、そういうふうに議論が分かれたことがあるという状況の中で、そういう検証結果も引用した形での、それぞれの主張というのもできるのではないかなと思うんです。

結果的に、やらなかったこと自体が悪いわけではなくて、それは、それぞれの考え方の中で、やる必要がないと判断したということもあるので、それは正々堂々と、やった、やらなかったということを出せばいいんだろうと思います。

○白井議員 斎藤議員のご意見に同感です。ちょっと加えますと、「○」「×」ではなくてもいいと思うんですよ。だから、まず状況が、条文と照らし合わせてどうかということが、まず実態が分かるということが大事だと思っていて、そこで、やはり今、斎藤議員がおっしゃったように、別に必要ないのに、やっていないからだめだみたいな話にはならなくて、逆に言うと、そういえば、確かにこの制度は使われていないよねと。では、例えばこの4年間、全国的にはどういう事例で使われたのかというのをちょっと改めて調査してみようかみたいな話もあるかもしれないし、そこで得られるヒントも出てくるかもしれません。

だから、そういう意味でも、こういう定期的にレビューする機会がなければ、そういう話ももしかしたら出てこないかもしれないので、制度の活用ということが、先を見たとしても、うまく活用されないような、眠ってしまうようなことにもなりはしないかと。だから、そういうことにならないように、定期的にレビューする機会を持ちまし

ようという意味です。

だから、ワークシートに関しては、一応僕、仮にちょっと作ろうと思って挫折したんですけど、特に、やはり「○」「×」にしてしまうと分かりやすいんですが、そうすると、何かそういう誤解を招いたシートになってしまうので、そうではないふうに、ここでいろいろ議論して作られればいいなと思っております。

○小林議員 検証の方法まで、ここで議論すると決まりませんので、今、出ているような程度の負荷の検証のことだということの認識が取れればいいのか。多分、ワークシートというところもまだ検証しなければいけない、議論しなければいけなくなるし、それこそ白い紙で、意見のあるものの条を書いて、内容を書いて、場合によっては、真っ白な紙を出す会派もあっていいと思いますし、そんな検証も議論には入ると思いますけど、今程度のものだよという程度で、次に進んでもいいのかなと思います。

○中山議員 私がちょっと例えて「○」「×」と発言したものですから、「○」「×」議論が進んでいますけど、要は、条文に現状が合っているかどうかを、その条文に即して見ていって、例えば合っていれば「○」、ずれていけば「×」という感覚のつもりで言ったんですね。ですから、その程度の検証であれば、多分簡単にできると思いますし、「定期的な検証」というのは持ち帰るつもりではいるんです。

ただ、議会基本条例の制定というのがどういう趣旨で、目的で、我々、今、大変な作業をやっているかということ、この後、出てくるんですか、いわゆる小金井市議会の最高規範となるものを制定するわけですよ。ですから、そのために今、やっているのであって、この検証によって、議会改革をするための、例えばツールに利用するのであれば、僕はやらない方がいいと思っていますから、そこは誤解のないようにしていただきたいと思っ

ています。

○森戸座長 ほかに。

大体、「○」「×」かどうかは別にしても、チェックシートを作って、「定期的」にやりつつ、「必要に応じて」検証は行うということなんでしょうかね。そうすると、文言、そこを決めてからですね。では、それは、各会派、持ち帰っていただいて、改めてご意見を頂ければと思います。大体、いいですよ。

それでは、3時になりましたので、本日は議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後2時58分閉会